

沖繩県津波避難計画策定指針

令和4年8月

**沖繩県知事公室
防災危機管理課**

目 次

1. 指針の目的.....	1
1.1. 策定の背景.....	1
1.2. 指針の目的.....	1
1.3. 津波避難計画の適用範囲.....	1
1.4. 津波避難計画策定にあたっての県、市町村、住民等の役割.....	2
1.5. 地域の津波避難計画の作成.....	2
2. 津波避難の原則.....	3
2.1. 津波到達時間内の避難.....	3
2.2. 5 m以上又は予想される範囲・高さ以上の場所への避難.....	3
2.3. 徒歩避難.....	3
3. 津波浸水予測結果の活用.....	4
3.1. 津波避難計画の対象とする津波.....	4
3.2. 津波浸水想定調査の結果の活用.....	4
4. 津波避難計画の検討方法.....	6
4.1. 津波避難計画策定の項目と流れ.....	6
4.2. 避難対象地域の指定.....	10
4.3. 避難困難地域の検討.....	11
4.4. 緊急避難場所等、避難路等の指定.....	14
4.5. 初動体制の検討.....	17
4.6. 防災事務に従事する者の安全確保等.....	18
4.7. 津波情報等の収集・伝達.....	19
4.8. 避難指示の発令体制.....	21
4.9. 災害時要援護者等の避難対策.....	23
4.10. 観光客・旅客等の避難対策.....	23
4.11. 津波対策の教育・啓発.....	25
4.12. 津波避難訓練.....	27
4.13. 施設等の整備.....	29
4.14. 津波避難計画の継続的な検討.....	30
5. 津波避難計画策定チェックリスト.....	31
6. 津波避難計画事例.....	34

1. 指針の目的

1.1. 策定の背景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災では、北海道から九州にいたる太平洋沿岸の広い範囲に従来の想定を上回る津波が来襲し、甚大な被害が発生した。

本県は、四方を海で囲まれた島嶼にあり、かつ、海拔5m以下の海岸沿いの低地に、居住地や産業の多くが集中している。近年は大きな津波被害は発生していないものの、1771年(明和8年)4月24日に発生した八重山地震による津波(明和の大津波)で1万人もの犠牲者が発生したとの記録もあり、本県周辺海域の津波の来襲から、県民の身体、生命を守ることは喫緊の課題である。

さらに、本県は観光立県でもあり、県民のみならず国内外から来訪する観光客の安全を確保することも重要な責務である。

これまでも、本県では、津波・高潮被害想定調査を行うなど津波対策を進めてきたが、巨大な津波を防御施設のみで防ぐことは困難であり、まずは、到達時間内に「安全な高台や建物に逃げ切る」ことにより犠牲者をださないよう避難することが重要である。

本指針は、「津波対策推進マニュアル検討会報告書(平成25年3月)」(消防庁国民保護・防災部防災課)にまとめられた「市町村における津波避難計画策定指針」に基づき、安全な津波避難実現のために策定するものである。

1.2. 指針の目的

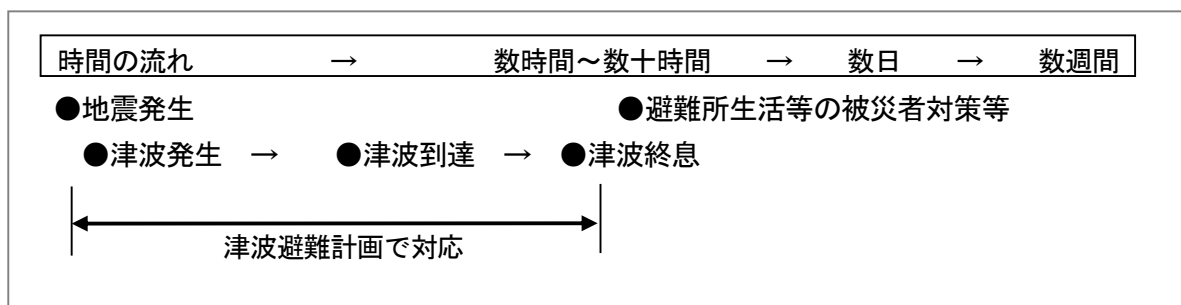
市町村は、地域防災計画を具体化する津波避難対策として、避難の対象地域、安全な緊急避難場所及び避難経路の確保、避難指示の発令や伝達等を定めた津波避難計画をあらかじめ作成し、住民、事業所等にその周知を図ることが求められている。

本指針は、市町村が策定する津波避難計画を支援するために、必要な事項や留意点をまとめ手引き書として示すものである。

1.3. 津波避難計画の適用範囲

津波避難計画は、地震による津波の発生から津波が終息するまでの概ね数時間～数十時間の間(津波注意報・警報の発令から解除までの期間)を適用範囲とする。

津波避難計画は、この適用範囲内の発災時の避難対策と、それを実現するための予防対策を定めたものである。



〈津波避難計画の適用範囲の概念図〉

1.4. 津波避難計画策定にあたっての県、市町村、住民等の役割

津波避難計画の策定及びそれに基づく訓練を実施するにあたり、県、市町村、住民・事業所等が果たすべき役割は、次のとおりとする。

〈津波避難計画策定にあたっての役割〉

実施主体	役割
県	<ul style="list-style-type: none">津波避難計画策定指針の作成津波浸水予測図の作成及び公表海拔高度図（1mのコンターマップ）の作成及び公表避難困難区域の抽出避難訓練実施への支援
市町村	<ul style="list-style-type: none">津波避難計画の策定及び避難訓練の実施津波ハザードマップの作成と周知（津波浸水想定区域、避難対象区域、避難路等、指定緊急避難場所の周知）津波避難標識の設置（標高、避難方向等）地域、事業所ごとの津波避難計画策定の支援
住民・事業所	<ul style="list-style-type: none">地域、事業所ごとの津波避難計画の策定避難訓練の実施及び参加（避難目標地点、避難経路等の設定）
宿泊施設、観光施設、旅客等の集客施設	<ul style="list-style-type: none">施設の津波避難計画の策定（観光客、旅客等の避難誘導、緊急避難場所・避難路等の指定）

1.5. 地域の津波避難計画の作成

市町村が津波避難計画を策定した後は、避難対象地域ごとに住民が主体となってワークショップ等を開催し、「地域ごとの津波避難計画」を策定することが必要である。これは、住民は「自らの地域は自らが守る」という防災の原点に立って、自ら災害に備えるとともに、災害時要援護者の避難支援など自発的に地域の防災活動に参加し、さらに災害から得られた教訓の伝承等の取り組みにより寄与することが求められるためである。

津波に対しては、住民等が率先して避難することが基本である。そのため、地域ごとのワークショップ等を開催することにより、津波の正しい知識や地域の津波浸水の危険性を把握し、自らが津波避難計画の作成に取り組むことにより、具体的かつ実効性の高い津波避難計画を作成し、訓練を行うことが可能となる。この地域ごとの津波避難計画を策定するにあたっては、住民のみならず企業、漁業協同組合等の団体等と一体に考えることも必要である。

また、災害時要援護者施設、医療機関、宿泊施設、観光施設、交通施設等においても、施設の津波避難計画を作成し、訓練を行うことが必要であり、市町村の津波避難計画及び訓練と連携した内容となるよう市町村が指導を行うことが求められる。

2. 津波避難の原則

2.1. 津波到達時間内の避難

国の防災基本計画では、津波到達時間が短い地域では、概ね5分以内の避難を目標としている。市町村の津波避難計画策定においても5分以内の避難を実現すべきであるが、土地の起伏や土地利用の現況や施設配置から実現不可能な場合もある。

さらに、本県が実施した沖縄県津波被害想定調査では、数地点を除いて津波到達時間が5分以内の場所は予測されていない。

そこで、現段階では、**津波到達時間内に安全な場所に避難することを原則**として津波避難計画を策定するものとし、将来に向けて、5分以内に避難を実現できる環境を整えるものとする。

2.2. 5m以上又は予想される範囲・高さ以上の場所への避難

避難する場所は、浸水想定区域外の高台や避難施設とする。津波到達時間までに避難が困難な場合は、浸水想定区域内の津波避難ビル等に避難する。

浸水深が5m未満の場合も、標高5m以上の高台、高さ5m以上の建物やビルに避難することを原則とする。

2.3. 徒歩避難

避難は原則として徒歩とする。

3. 津波浸水予測結果の活用

3.1. 津波避難計画の対象とする津波

津波避難計画の対象となる津波は、「沖縄県津波被害想定調査」(平成 25 年 3 月)によるものとし、この公表データを活用して津波避難計画を策定する。

3.2. 津波浸水想定調査の結果の活用

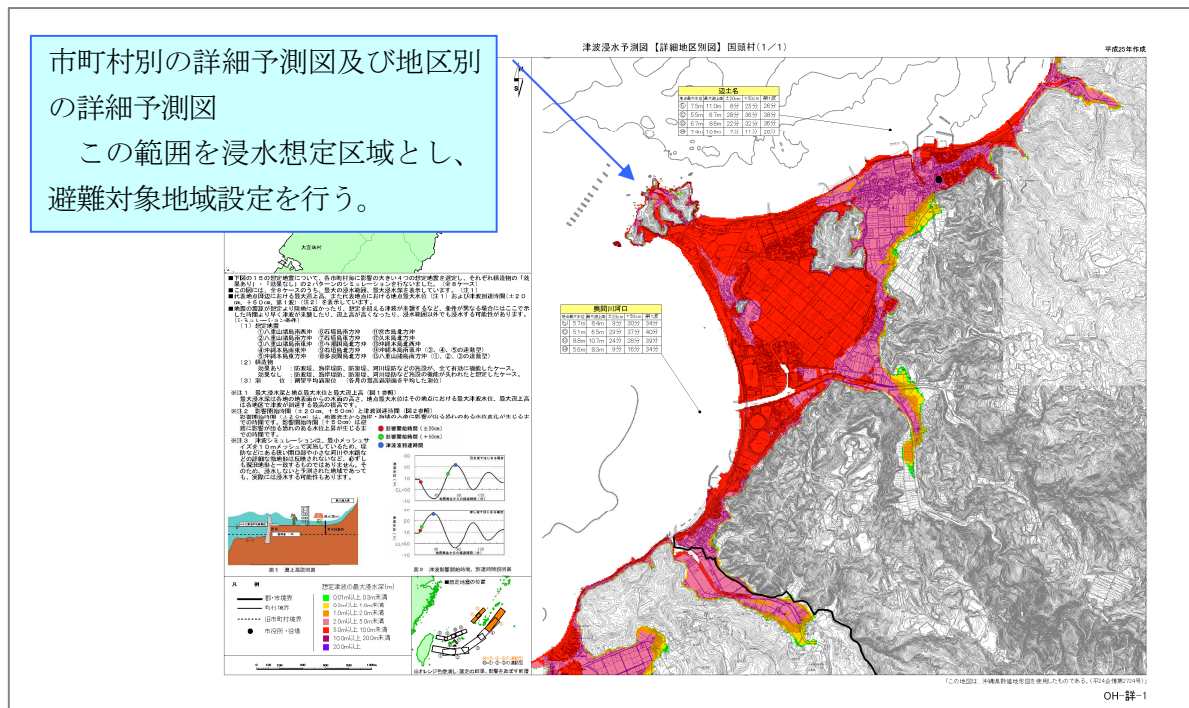
「沖縄県津波被害想定調査」(平成 25 年 3 月)では、複数の地震に伴う津波を想定し、市町村ごとに最も津波が高くなる 4 つの想定地震を選定し、シミュレーション(以下、「シミュレーション」という。)を行っている。

調査結果として市町村には、次のような結果が示されているので、これらを活用して津波避難計画を作成する。

なお、津波のシミュレーションは、1 つの想定として実施しているため、地震の規模や震源域の場所、海岸地域の地形等によって浸水範囲や到達時間が変わってくる。海岸部の標高もメッシュごとに平均化しているため、局地的な変動の再現が異なる場合があり、あくまでも目安として活用するものである。

(1) 浸水想定区域・浸水深

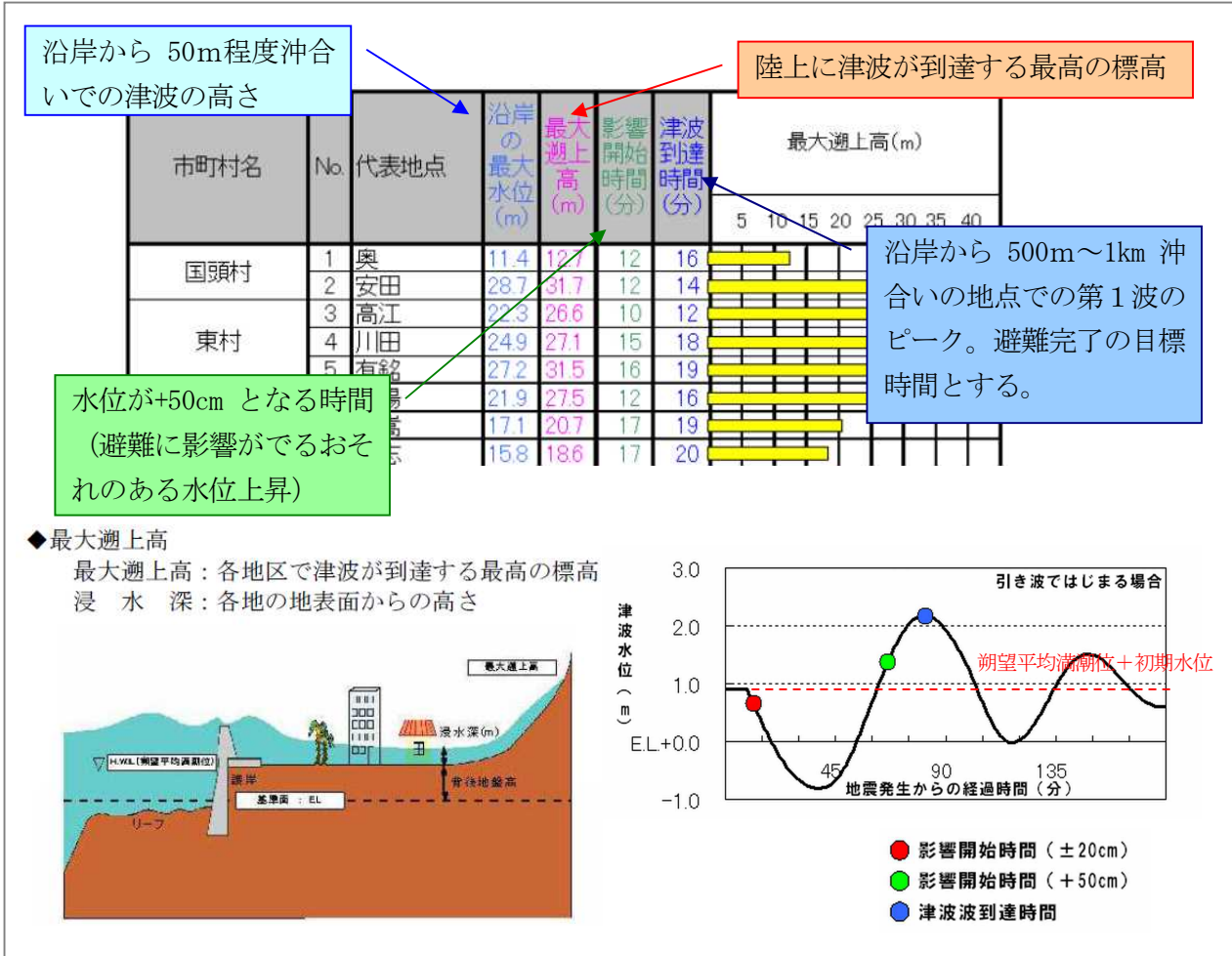
浸水する可能性のある区域を示している。避難対象地域設定の目安として活用する。



(2) 津波到達時間

地震発生から津波到達までの時間は、津波浸水予測図の全体図に示されている。この時間を避難完了までの目安の時間として活用する。

なお、津波影響開始時間は、第1波の到達時間であるが、必ずしも第1波が最大の津波とは限らない。



4. 津波避難計画の検討方法

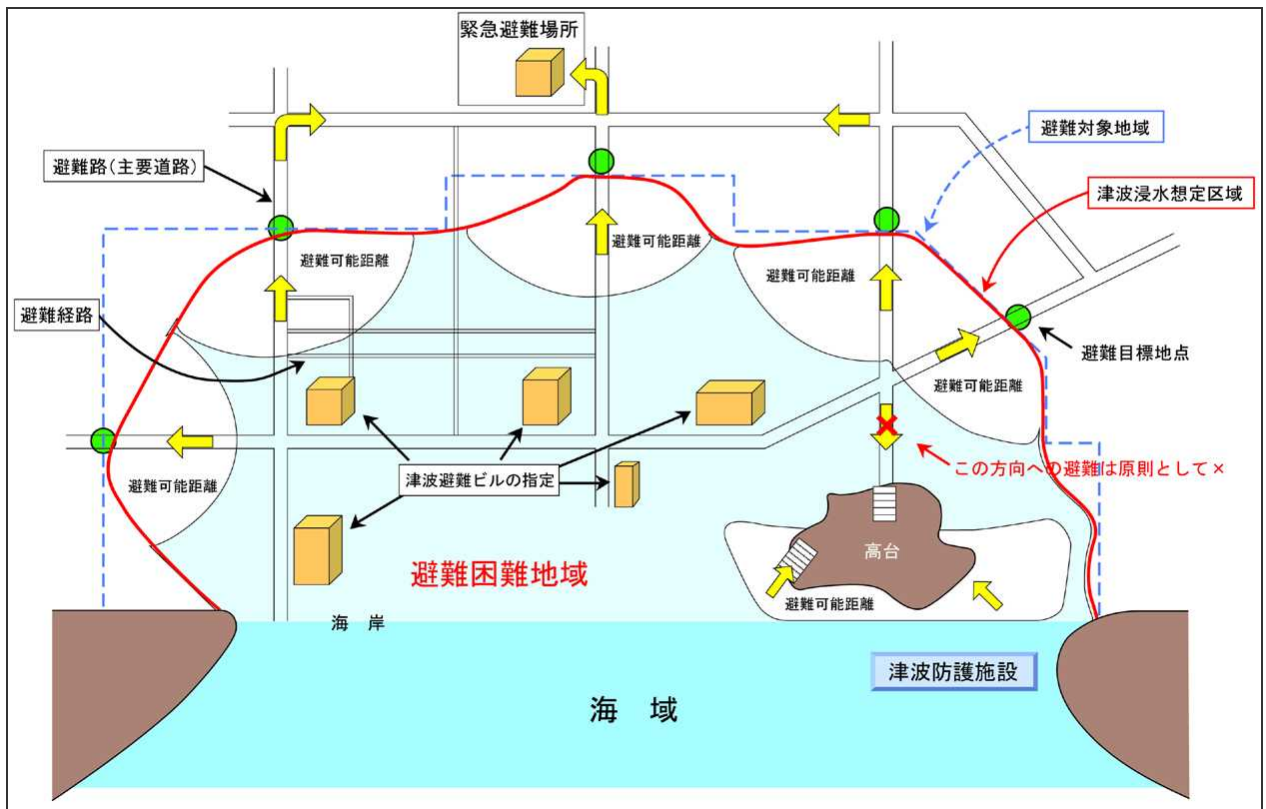
4.1. 津波避難計画策定の項目と流れ

(1) 策定項目

津波避難計画において定める事項は、次のとおりである。

〈津波避難計画で定める事項〉

項目	内容
① 避難対象地域	津波浸水予測図に基づき避難対象地域を指定する。
② 避難困難地域	津波到達予想時間までに避難が困難な地域を抽出する。
③ 指定緊急避難場所等・避難路等	緊急避難場所、津波避難ビル、避難路・避難経路を指定する。避難の手段、交通規制区間を設定する。
④ 初動体制	市町村職員の参集配備基準、参集連絡手段を明確にする。
⑤ 防災事務従事者の安全確保	避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職団員、民生委員等の安全確保を設定する。
⑥ 津波情報等の収集・伝達	津波予報、津波情報の収集、住民・関係機関・観光客・来遊者・港湾等への伝達方法を設定する。
⑦ 避難指示の発令	避難指示の発令基準、手順、手段を設定する。
⑧ 災害時要援護者等の避難支援	避難対象地域の災害時要援護者（在宅、福祉施設、学校等）の避難対策を設定する。
⑨ 観光客・旅客等の避難支援	観光客、来遊者（観光施設、ビーチ等）、旅客（ターミナル）、事業所の避難対策を設定する。
⑩ 津波に関する教育・啓発	津波ハザードマップの作成、津波避難計画・津波ハザードマップ等の周知、津波の知識の教育・啓発の方法、手段について設定する。
⑪ 津波避難訓練	避難訓練の実施体制、内容等について設定する。
⑫ 施設等の整備	避難誘導、標高等の標識等の設置について設定する。



〈津波避難計画の概念図〉

(2) 用語の意味

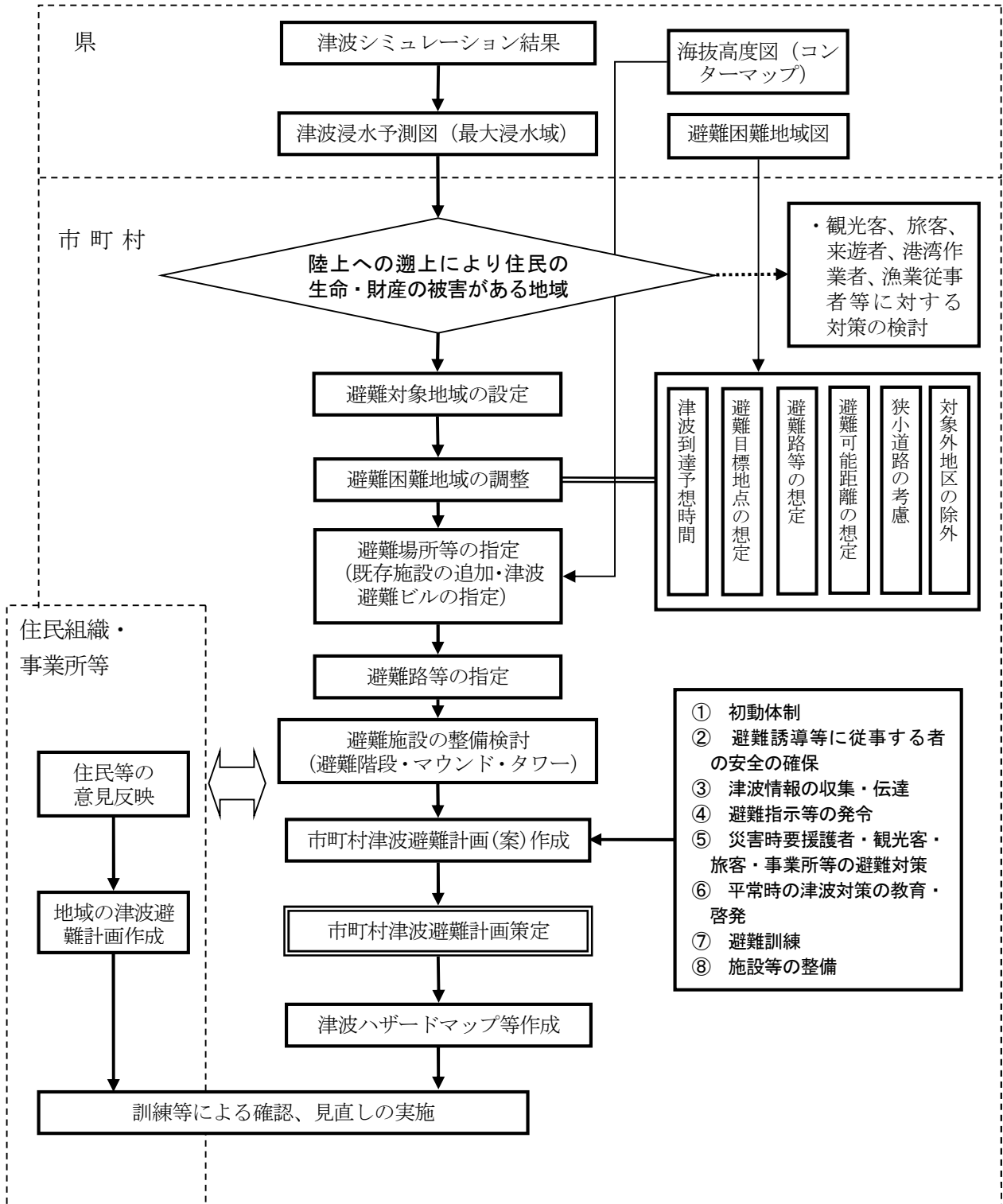
本指針で使用する用語の意味は、次のとおりである。

(用語の意味)

用語	用語の意味等	
① 津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。	
② バッファゾーン	浸水予測計算上は浸水しないが、予測の不確実性を考慮して浸水のおそれのある区域として設定する区域である。	
③ 避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、バッファゾーンを設けて広い範囲で指定する。	
④ 避難可能範囲	徒歩を前提として、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難することが可能な範囲をいう。歩行速度と避難距離から設定する。	
⑤ 避難困難地域	津波到達予想時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。	
⑥ 避難路※	避難する場合の主要な道路である。	避難路及び避難経路を総称して、「避難路等」と表す。
⑦ 避難経路※	避難する場合の経路である。	
⑧ 避難目標地点※	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所で、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。	指定緊急避難場所、避難目標地点及び避難ビルを総称して、「避難先」と表す。
⑨ 指定緊急避難場所	津波の危険から緊急避難するために、原則として、避難対象地域の外に定める高台の施設や空地等の場所をいう。 市町村が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。	
⑩ 津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げることが困難な避難者が緊急に避難する避難対象地域内の建物をいう。	
⑪ 津波ハザードマップ	津波浸水想定区域を地図に示し、必要に応じて指定緊急避難場所等の付加的な防災関連情報を加えたものをいう。	

※避難路、避難経路及び避難目標地点の設定は、できるだけ住民、自治会、自主防災組織等の意見を反映して設定することが望ましい。

(3) 策定フロー



〈津波避難計画策定のフロー〉

4.2. 避難対象地域の指定

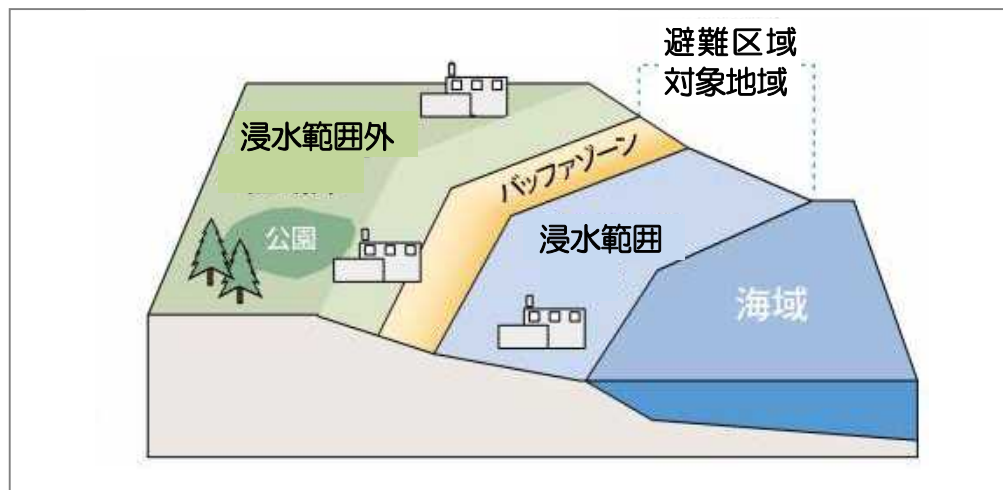
(1) 避難対象地域とは

避難対象地域とは、津波が発生した場合に避難が必要とされる地域であり、避難指示の対象となる地域である。

(2) 避難対象地域の指定方法

避難対象地域は次のように指定する。

- 津波浸水予測図の津波の浸水範囲を参考にするが、これは、津波シミュレーションにおける1つの設定条件に基づく結果であるので、安全側にたつてバッファゾーンを設け広めに指定する。
- 避難指示を発令する場合、住民がとっさに理解できるような地域名で発令することが必要である。また、災害時要援護者の避難支援も、地域ぐるみの助け合いによって行われることが必要である。したがって、避難対象地域は、町丁目あるいは町内会・自主防災組織の単位に指定する。
- 町丁や町内会の面積が広大な反面、浸水範囲がごく1部の場合は、次のラインを境界とする。
 - 崖、河川など津波の到達が止まると考えられる地形の境界
 - 道路（盛土が望ましい）
 - 集落の端（住宅の連続が途絶えたところ）
 - それ以外は、概ね200～300mをとる。



〈バッファゾーンの概念図〉

出典：内閣府（防災担当）「津波・高潮ハザードマップマニュアルの概要」、2004. を編集

(3) 人口の把握

津波避難計画検討のために、避難対象地域の人口、世帯数、災害時要援護者数、事業所従業員数等を把握する。

観光施設、ビーチなどがある場合は、おおよその1日あたりの所在人数を把握する

4.3. 避難困難地域の検討

(1) 津波到達予想時間の設定

津波シミュレーション結果に基づき、津波の到達予想時間を設定する。

- 津波到達予想時間は津波浸水予測図に示された津波到達時間とする。
- 市町村ごとに、複数の地点について津波到達時間が示してあるので、最も近い地点の津波到達時間とする。
- 各地点の時間差が大きい場合は、複数地点のうち、最も早い到達時間を、市町村を代表する到達時間とする。

(2) 避難目標地点の設定

避難者が避難対象地域外へ脱出する際の目標地点を、避難対象地域の外側に設定する。

- 避難目標地点の標高は、県の作成した海拔高度図を参照する。
- 避難目標地点は、避難対象地域の外縁ラインと避難路・避難経路との接点付近とする。
- 避難対象地域の外に短時間で避難することが大切なので、最短コースで避難対象地域の外に出ることができる地点とする。
- 目標地点は、市町村が指定した指定緊急避難場所ではない。市町村の指定した指定緊急避難場所への移動は、一旦、避難目標地点に到達した後に移動すればよい。
- 目標地点として適当な空地等がない場合は、避難可能距離の設定のため、便宜上、避難対象地域と避難路の接点に目標地点を設定する。
- 避難目標地点の設定にあたっては、袋小路となっている箇所、あるいは背後に階段等の避難路や避難経路がない急傾斜地や崖地付近は避ける。

(3) 避難路・避難経路の設定

避難路・避難経路は、避難目標地点まで最も短時間で到達できる経路とするが、安全性の高い経路を定めることが重要であり、次の点に留意する。

- 地震の揺れによる家屋の倒壊等により、通れないことも考えられるので、避難路・避難経路の幅員は、できる限り広く、かつ、迂回路等が確保されているものとする。
- 津波が予測よりも早く到達することがあること、河川を遡上すること等が考えられることから、できるだけ海岸沿いや河川沿いの道路を設定することは避ける。
- 津波の進行方向と同方向（津波から逃れる方向）へ避難する道路を設定する。海岸方向に高台等がある場合であっても、できる限り海岸方向への避難は避ける。海岸に平行して避難する場合も、津波の進行方向を考慮すること。

(4) 避難可能距離（範囲）の設定

津波到達予想時間と避難する際の歩行速度等に基づき、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難が可能な距離（範囲）を設定する。

- 歩行速度は 1.0m/秒（老人自由歩行速度、群衆歩行速度、地理不案内者歩行速度等）を目安とする。ただし、歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等についてはさらに歩行速度が低下する（0.5m/秒）こと、東日本大震災時の平均避難速度が 0.62m/秒であったこと等を考慮する必要がある。

- 避難できる限界の距離は、1,000m程度を目安とする。
- 災害時要援護者等の避難できる距離、指定緊急避難場所等までの距離、観光客の存在、災害時要援護者施設の各地域の実情等を考慮して設定する。
- 地震発生時間を避難開始時間とする。これは、津波到達時間として示されている時間は、沿岸から500m～1km程度の地点に津波が到達する時間であり、ここから、海岸到達までに要する時間を避難開始に要する時間としているためである。

$$\text{避難可能距離} = (\text{歩行速度}) \times (\text{津波到達予想時間})$$

- 歩行速度は避難者によって異なるが、下表の数値が目安となる。

〈歩行速度の目安〉

歩行者		歩行速度	備考
老人単独歩行（自由歩行速度）		1.1m/秒	
ベビーカーを押している人（自由歩行速度）		0.9m/秒	
群集歩行		1.1～1.2m/秒が限界	
自力のみで行動できにくい人	重病人、身障者等	水平 0.8m/秒	
		階段 0.4m/秒	
	位置・経路等に慣れていない人	水平 1.0m/秒	
		階段 0.5m/秒	
身障者等の歩行速度（急いで）	C1	1.2m/秒	
	C2	0.44m/秒	
北海道南西沖地震津波時の年齢階層別平均避難速度	20～29歳	0.87m/秒	浸水状況：海水は来ていない
	30～39歳	1.47m/秒	
	40～49歳	1.03m/秒	
	50～59歳	0.68m/秒	
	60歳～	0.58m/秒	
東日本大震災時の平均避難速度	全体	0.62m/秒	
	平野部	0.78m/秒	
	リアス部	0.53m/秒	

(5) 避難困難地域の抽出

以上の検討に基づき、津波到達予想時間内に、避難路・避難経路を使用して避難目標地点まで到達可能な範囲を設定し、その範囲から外れる地域を避難困難地域として抽出する。

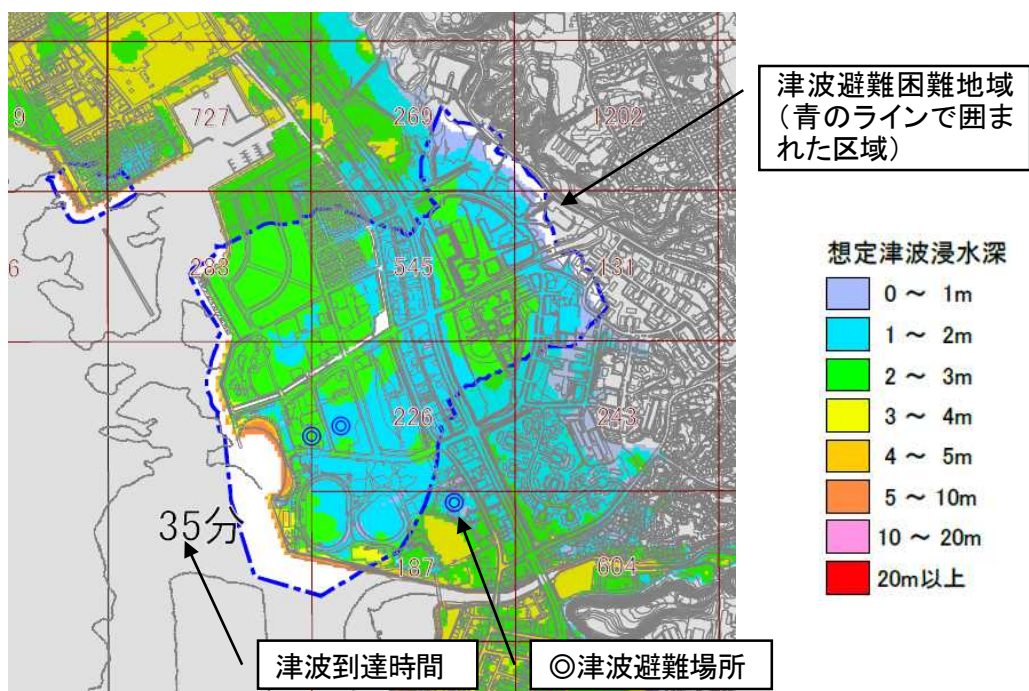
- 使用する図面は、1/10,000都市計画図、1/25,000地形図とする。
- 平成24年5月に市町村に配布した海拔高度図のビューワーの活用により、距離の計測が可能である。
- 道路の屈曲にあわせて距離を計測する必要があるが、1/25,000程度の地図では、避難目標地点からコンパスを用いて到達可能な範囲を描いても構わない。
- 地図上で想定するだけでなく、避難訓練等を実施したり職員が実際に歩いたりして、津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認することが望ましい。

- 指定緊急避難場所、津波避難ビル等の指定のために、避難困難地域内のおおよその人口、世帯数、事業所の従業員数等、避難者数を把握する。

■津波避難困難地域図の活用

県は、沖縄県津波被害想定調査（平成 25 年 3 月）に基づき、津波到達時間、歩行速度、道路ネットワークデータによる距離、傾斜から、津波避難困難区域を自動抽出した津波避難困難地域図を作成し、配布する。

市町村においては、避難に活用できる狭小道路、農業道路の分布、新たな指定緊急避難場所の設定等を行い、この図を参考として地域の実情に応じた津波避難困難地域を抽出することも可能である。



4.4. 指定緊急避難場所等、避難路等の指定

(1) 指定緊急避難場所（避難目標地点）の指定、設定

避難場所としての安全性や機能が確保されている場所を指定緊急避難場所として指定する。指定した緊急避難場所及び4.3で設定した避難目標地点は、住民の意見を聞き調整を図る。

- 指定緊急避難場所等の標高は、県の作成した海拔高度図を参照し、安全な高台を指定する。
- 指定緊急避難場所の安全性、機能性は次のとおりとする。

安全性	<ul style="list-style-type: none"> • 原則として避難対象地域から外れていること • 原則として屋外のオープンスペース又は、耐震性が確保（昭和56年以降の耐震基準又は耐震補強済み）されている建物であることが望ましい。 • 周辺に山・崖崩れ、危険物貯蔵所等の危険箇所がないこと • 予想される津波よりも大きな津波が発生する場合も考えられることから、更に避難できる場所があることが望ましい。
機能性	<p>[屋外の場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> • 避難者1人あたり十分なスペースが確保されていること（最低限1人あたり1㎡以上（座ったままの面積）を確保する） • 指定緊急避難場所の表示があり、入口等が明確であること • 夜間照明及び非常電源等を備えていること <p>[屋内の場合] 上記の他</p> <ul style="list-style-type: none"> • 情報機器（電話、地域防災無線、防災行政無線戸別受信機、インターネット端末等）を備えていること • 一晚程度宿泊できる設備（毛布等）、飲食料等が備蓄されていること

- 原則として安全性が確保されていることを優先し、機能性は段階的に確保、整備することとする。

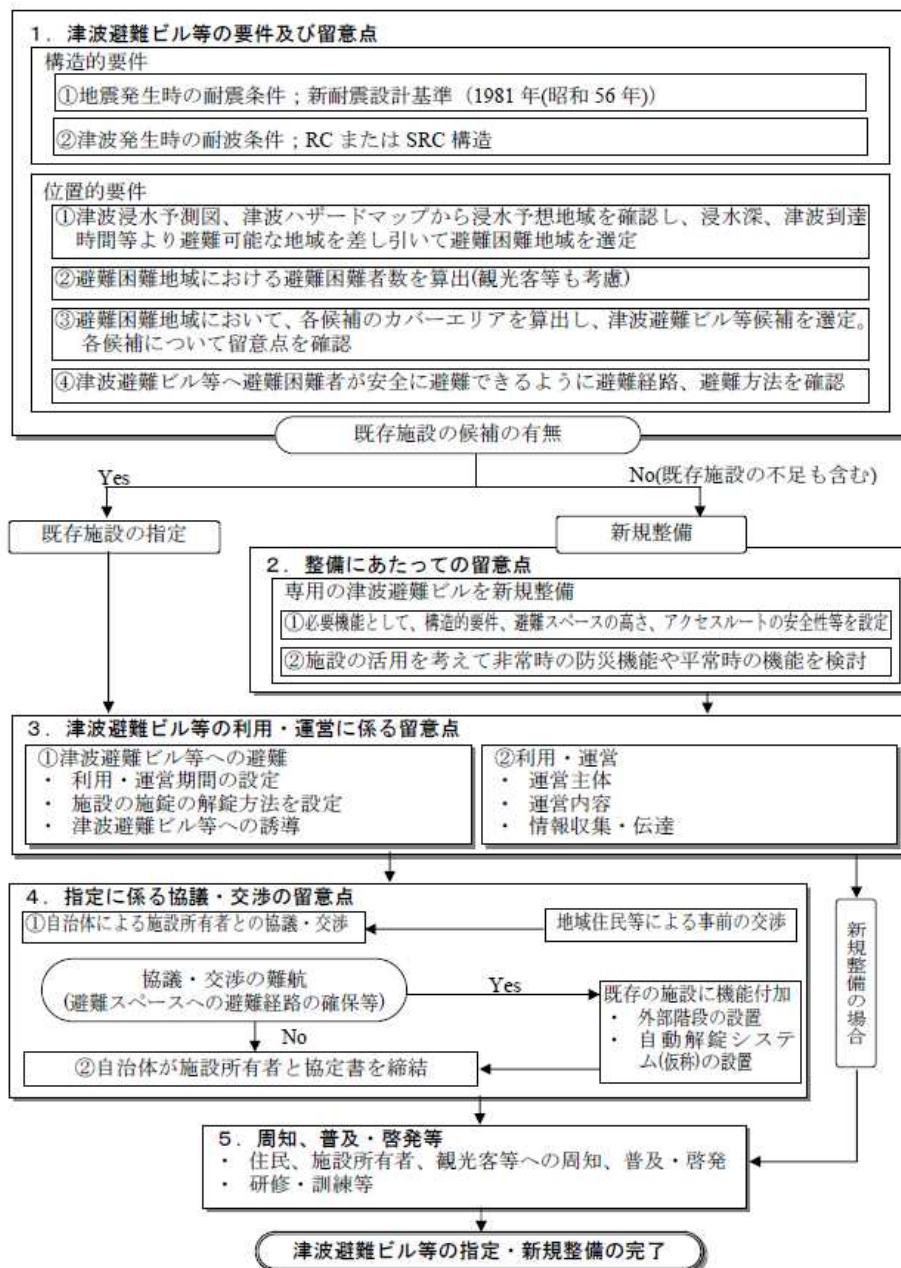
(2) 津波避難ビルの指定

避難困難地域の避難者が緊急に避難するために、津波避難ビルを指定する。指定した津波避難ビルは、住民の意見を聞き調整を図る。

- 避難困難地域内で、安全性や機能が確保されている堅牢な建物を津波避難ビルとしてリストアップして、指定する。
- 安全性、機能性は次のとおりである。

安全性	<ul style="list-style-type: none"> • RC又はSRC構造であること。原則として、津波の想定浸水深相当階の2階以上（例：想定される浸水が1階の場合は3階以上、2階の場合は4階以上）。 • 海岸に直接面していないこと。 • 耐震性が確保（昭和56年以降の耐震基準又は耐震補強済み）されていること。 • 避難路等に面していること
機能性	<ul style="list-style-type: none"> • 進入口への円滑な誘導が可能であること。 • 夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。 • 外部から避難が可能な階段があることが望ましい。 • 管理者等が不在の夜間、休日等に立ち入れることが望ましい。

- 避難者の収容スペースとして1人あたり1㎡以上の面積を確保することを原則として、津波避難ビル候補の使用床面積から収容人員を割り出し、避難困難地域内の人口が十分収容できるようにする。
- 津波避難ビルの候補は、マンション、ホテル、事業所、倉庫等が考えられる。
- 指定にあたっては、使用者や管理者の理解を得ることが必要であり、市町村あるいは自主防災組織等と所有者等との間で使用に関する協定を結んでおくことが望ましい。
- 津波浸水範囲内に高いビルが存在しない場合は、緊急的な措置として道路の高架部分、歩道橋等を利用する。将来は避難タワー、高台（盛土）の設置等を検討する。
- 周辺の適切な指定緊急避難場所として、高台の民地や私有地しかない場合は、避難目標地点として利用できるように所有者の承諾を得るとともに、避難階段等を整備する。



〈津波避難ビル指定の手順〉

出典：内閣府（防災担当）「津波避難ビル等に係るガイドライン」、2005.

(3) 避難路・避難経路の指定、設定

市町村は次の安全性や機能性が確保されている道路を避難路として指定する。

住民は、避難経路を設定する。

- 安全性、機能性は次のとおりである。指定した避難路は、住民の意見を聞くとともに、避難経路の設定の資料とする。

安全性	<ul style="list-style-type: none">• 山・崖崩れ、建物の倒壊、落下物等による危険が少ないこと• 多数の避難者を考慮して幅員が広いこと。• 橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。• 防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。• 海岸・河川沿いの道路は、原則として避難路としないこと。• 津波の進行方向と同方向へ避難する道路とすること（海岸方向にある緊急避難場所へ向かっての避難路は指定しない。）• 避難途中での津波に襲われることに対応するため、避難路に面して津波避難ビルが設置されていることが望ましい。• 家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。
機能性	<ul style="list-style-type: none">• 円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。• 夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。• 階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

- 避難経路は、市町村が示した避難路に達する経路、あるいは直接避難目標地点に到達する経路とする。
- 避難経路の要件は、避難路の安全性と同様とする。特に、地震の揺れによる建物倒壊等による閉塞に注意する必要がある。

(4) 避難の方法

- 避難の方法は、原則として徒歩とする。
- 自動車による避難は、次の理由により避けることが望まれる。
 - 倒壊物・落下物等による閉塞、揺れ・液状化による路面と橋梁の被害による通行不能
 - 渋滞の発生による逃げ遅れ
 - 徒歩による避難者を妨げ、交通事故の危険が高いこと
- ただし、避難目標地点まで相当な距離があり、かつ、集落の人口が少なく自動車による混乱が発生しない場合、徒歩による災害時要援護者の避難が困難な場合等は、実情にあった方法を検討する。

(5) 交通規制区間の設定

避難活動を円滑に行えるように、津波避難時に交通規制区間（津波避難区域に流入する車両を規制）を設定する。

交通規制区間は、地域を管轄する警察署、道路管理者と協議を行い、地震発生時の実施方法などを決定する。

4.5. 初動体制の検討

市町村の初動体制について、勤務時間内、勤務時間外に分けて、津波注意報や大津波警報・津波警報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。

(1) 連絡・参集体制

- 市町村職員の参集基準及び配備要員を、次の条件において具体的に定めることとする。特に、勤務時間外の配備要員について明確化することが必要である。
 - ① 津波注意報が発表された場合
 - ② 津波警報が発表された場合
 - ③ 大津波警報が発表された場合
 - ④ 強い地震を観測した場合
- また、震度4程度の地震や南海トラフ地震などでも大きな津波が発生する津波地震（ヌルヌル地震）もあるため、これらの参集基準を定めることが望ましい。
- 参集連絡手段についても、携帯電話、メール配信等による伝達手段の多重化や、ライフライン途絶を考慮して、一定基準に達した場合は、参集連絡を受けることなく自動的に参集する体制をつくる。
- 現行の地域防災計画において、既にこれらの体制がとられている場合はそれを活用する。

(2) 情報受信・伝達体制

勤務時間外において、気象台あるいは県から津波情報や地震情報が伝達された場合、迅速に職員への伝達、避難の指示、津波の実況把握等の応急対策が迅速にできる体制を確保する。

4.6. 防災事務に従事する者の安全確保等

避難広報や避難誘導等を行う職員、消防職団員、民生委員などの安全確保について定める。

- 自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提である。
- 津波範囲内での活動が想定される場合には、津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、その内容について地域での相互理解を深めること、無線等の情報伝達手段を備えることなどについて定める必要がある。
- 災害時要援護者の避難支援と、避難誘導等に従事する者の安全確保は、リードタイムが限られている津波災害時においては大きな問題であり、災害時要援護者自らも防災対策を検討するとともに、地域や行政においても支援のあり方を十分議論する必要がある。

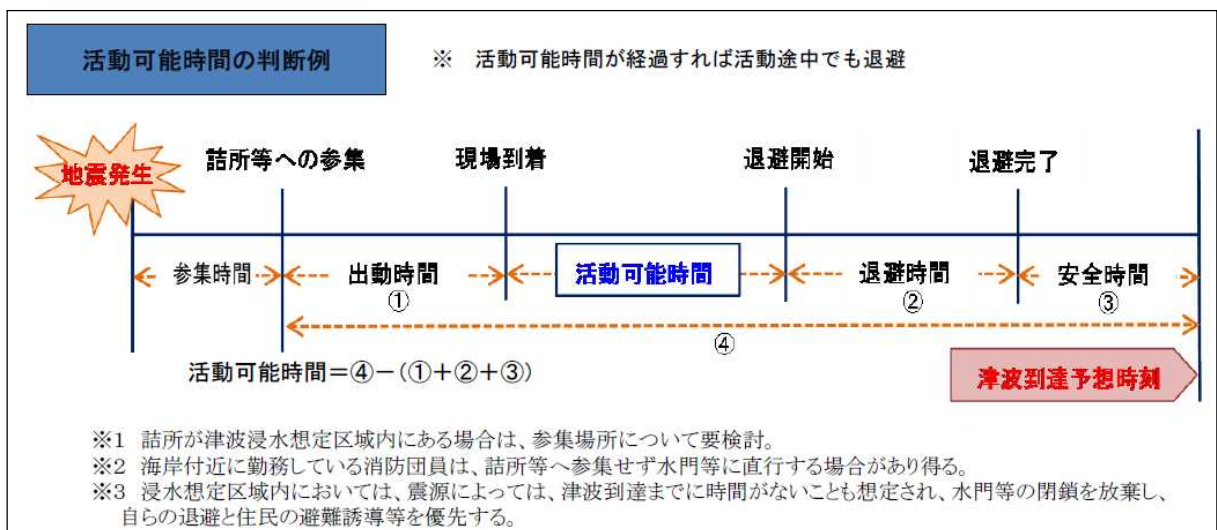
〈退避ルールの確立と津波災害時の消防団活動の明確化〉

- 退避の優先（津波到達予想時間が短い地域は退避が優先）
- 津波災害時の消防団活動の明確化

関係機関や地域の協力を得て、消防団活動を真に必要なものに精査し、必要最小限にする。

 - 水門等の閉鎖活動の最小化⇒廃止や常時閉鎖等の促進、閉鎖作業の役割分担
 - 避難誘導活動等の最適化⇒住民の率先避難の周知・徹底、住民への情報伝達手段の整備、避難路、避難階段、指定緊急避難場所の整備など、津波に強いまちづくりを促進
- 津波災害時の消防団活動・安全管理マニュアルの作成
 - 退避のルールを確立。住民に事前に説明、理解
 - 指揮命令系統（団指揮本部→隊長→団員）の確立 指揮者の下、複数人で活動
 - ライフジャケットの着用
 - 津波到達予想時刻を基に、出動及び退避に要する時間、安全時間を踏まえ、活動時間を設定。経過した場合は直ちに退避
 - 隊長等は、活動可能時間の経過前でも、危険を察知した場合は、直ちに退避命令

出典：消防庁「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」中間報告書（平成 24 年 3 月）



4.7. 津波情報等の収集・伝達

(1) 津波情報の収集

津波情報等の早期収集には、以下の事項に留意する。

- 気象庁から発表される大津波警報・津波警報等や津波情報は、地震発生後約3分後に市町村まで沖縄県防災情報システムその他、FAXにて伝達される。この情報は、住民への伝達や避難指示の緊急避難に活用されるため非常に重要である。
- FAXの受信に気づかないままであることのないよう、防災担当者から市町村長への報告が速やかに行えるような受信手段、受信経路等を定める。
- また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により、防災行政無線の自動放送が行われる。
- 特に強い地震を感じなくても大きな津波が発生することがあるので、津波情報等を収集する体制をとる。

(2) 津波の実況等の情報収集

海面監視とは、高台等の安全な場所から目視等により、また、監視用カメラや検潮器等の津波観測機器を用いて状況を把握することである。

津波注意報・警報が発表された場合、あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、これらの方法により津波の状況や被害の様相を把握するための次のような手順、体制を定める。

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • 監視場所 • 監視開始の条件（基準） | <ul style="list-style-type: none"> • 監視を行う者 • 監視場所から市町村本部までの連絡手段 |
|---|--|

(3) 津波情報等の伝達

津波情報等を誰に、どのような手順で、どのような経路で伝達するかを定める。情報伝達にあたって留意するポイントは、次のとおりである。

何を知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> • 津波注意報・警報の発表、津波の危険、避難指示、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 • 伝達内容について、予め想定し雛型を作成しておくこと • 満潮時間
誰に対して知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> • 津波の危険がある地域の住民か、それ以外の地域の住民か。 • 避難対象地域の住民等の誰を対象とするか。 <p>【例】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 住民（在宅者） • 園児・児童・生徒（学校、幼稚園・保育園、学童クラブ） • 施設利用者、入所者、災害時要援護者（有料老人ホームなどの福祉施設等、体育館、運動場、図書館） • 勤務者（工場、事業所） • 観光客（観光施設、宿泊施設、ビーチ） • 旅客（駅、空港、バスターミナル、フェリーターミナル） • 漁業関係者（漁協事務所、水産施設、漁船）、港湾関係者（荷積み卸し、輸送）

	<ul style="list-style-type: none"> •船舶、海岸工事関係者等（港湾建設事務所、工事船） •緊急避難場所に避難している避難者等
いつ、どのタイミングで知らせるか	<ul style="list-style-type: none"> •地震直後（自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難避難指示等） •津波発生後（大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報、被害状況等） •津波終息後（大津波警報・津波警報・注意報の解除、避難指示の解除等）
どのような手段で	<ul style="list-style-type: none"> •同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、登録制メール、緊急速報メール、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等 •情報の受け手の立場に立った伝達手段（特に津波避難において災害時要援護者となりうる者）

- 夜間、休日等の勤務時間外においても、迅速かつ正確な情報伝達を実施できるように、市町村の体制を具体的、詳細に地域防災計画等に記載するとともに、情報を受ける側の窓口についても具体的に氏名、役職等を把握しておくこと。
- 市町村の担当者の被災、不在の場合も考えられるので、情報発信の担当者は複数とすることが必要である。同様に、情報の伝達先の担当者も複数把握するとともに、施設等に不在のことも考慮して携帯電話の電話番号を把握することも必要である。
- 住民等への情報伝達においては、同報無線による手段が有効であるが、屋外拡声器の場合、風向き、豪雨等の気象条件により、あるいは屋内にいる者にとっては、聞き取りにくい場合があることなどから、戸別受信機の整備等を検討すること。
- 同報無線のみの情報伝達に頼ることなく、緊急速報メール、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、携帯メール等の既存の伝達媒体等を用いることにより、伝達手段の多様化を確保すること。また、地震による停電時等、電力を使用したシステムが使用不可能になった場合の代替手段（半鐘、手動式サイレン）等を検討すること。
- 来遊者、釣り人、観光客、漁業・港湾関係者等の海岸付近にいる者に対しては、同報無線のみならず各々の施設管理者等を通じて拡声器、津波フラッグ、サイレン等の多様な手段を活用を検討した上で伝達方法を確立すること。

4.8. 避難指示の発令体制

地震発生直後あるいは津波情報を受理した後、速やかに避難指示を発令し、住民等に伝達できる体制を定める。

(1) 避難指示の発令基準

避難指示の発令基準は、概ね次の条件とする。

- ① 報道機関の放送等により津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により大津波警報・津波警報の通知を受けた場合
- ② 強い地震を感じたとき（概ね震度4以上）又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合で、かつ必要と認める場合
- ③ 法令の規定により自ら災害に関する警報をした場合

- ①の条件は、沖縄県防災情報システム、FAXによる通知の受理、全国瞬時警報システム（J-ALERT）による一斉放送、あるいはテレビ・ラジオから津波警報等を知った時である。
- ②の条件は「弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れ」の地震が発生した場合、地震動が小さくとも大きな津波が発生することがある（いわゆる「ヌルヌル地震」）ので、注意が必要である。明治三陸沖地震の津波（明治29年）がその例である。
- ③の条件は、地震により気象庁の警報を受け取ることができなかった場合、市町村長自らが警報をする場合をいう。（気象業務法施行令第8条）
- また、津波注意報を受理したとき、あるいは②の条件で避難指示の必要性が判断できない場合は、次のような基準を設けることも想定される。
 - ・ 「高齢者避難等」の発令により、災害時要援護者の避難開始などを促す。
 - ・ 「自主避難」の呼びかけにより、住民等に自主的な避難を促す。

(2) 避難指示の発令の時期及び手順

- 大津波警報・津波警報を認知した場合又は大津波警報・津波警報の通知を受けた場合は、自動的に避難指示を発令する体制とする。
- 避難指示の権限者は市町村長であるが、不在の場合や権限の委譲順位が定まっていないなど、連絡に手間取って発令が遅くなることも想定される。防災担当者が行い、事後承諾をとるなどの仕組みをつくることも必要である。

(3) 避難指示の解除の時期及び手順

原則として大津波警報・津波警報の解除の発表に基づき行う。

(4) 避難指示の伝達系統、伝達方法

誰に、どのような手順で、どのような経路を通じて伝達するか、伝達手段として、情報の受け手に応じて多種多様な手段を定める。

- 情報の伝達系統、伝達方法は、4.7の方法を用いるが、それとともに、サイレン吹鳴や半

鐘を併用することも検討する。

- すぐに広報が可能ないように、広報文案のひな形を準備する必要がある。

〈広報文案の種類〉

時期	<ul style="list-style-type: none">• 津波注意報発表• 津波警報発表• 避難指示発令• 津波到達• 津波警報解除
盛り込む内容	<ul style="list-style-type: none">• 注意報、警報の内容• 避難指示の対象地域• 津波の危険性• 避難時の注意事項

4.9. 災害時要援護者等の避難対策

市町村は、避難対象地域の災害時要援護者の避難対策を確保するために、各施設の管理者等と連携して津波避難計画を策定するよう指導、支援する。

●災害時要援護者とは

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する方々をいう。

一般には、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられる。

●津波避難における要援護者

津波避難においては健常者が災害時要援護者となりうる場合がある。

例えば、観光客、外国人、地域外からの就労者等の方々は、地理不案内なための確な避難ができないことが想定されるため、避難対策には配慮する必要がある。(4.10. 参照)

(1) 災害時要援護者施設における避難対策

避難対象地域内にある有料老人ホームなどの福祉施設等、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、病院などの施設管理者は、津波避難計画を策定する。

津波到達予想時間までが短い場合や避難開始までに時間がかかる場合は、建物の構造や予想される津波浸水深によっては、上層階に避難したほうが安全を確保できる可能性が高い場合がある。

(2) 在宅災害時要援護者の支援

在宅の災害時要援護者の避難については、地域のなかでの支援が必要なため、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月 集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会)に基づいて避難体制について避難支援を検討する。

① 情報伝達

大津波警報・津波警報、避難勧告等の住民等への伝達手段は、同報無線、サイレン等の音声伝達が主体となっており、聴覚障害者や外国人に対しては、近隣者の支援が必要であるため、その支援体制について明示する。

② 避難行動

個々の具体的な避難行動の援助については、地域の津波避難誘導計画に基づき、要援護者の状況に合わせて、各地域や家族、支援者の協議によりあらかじめ定めておく必要がある。

また、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づいて、避難対象地域内の災害時要援護者を把握するとともに、防災担当、福祉担当、住民組織といった検討の枠組みを形成し、避難支援プランを作成することが必要である。

4.10. 観光客・旅客等の避難対策

市町村は、観光客(観光客、宿泊客、ビーチ等の来遊者、釣り客)、旅客、漁業関係者、港湾工事関係者等の避難対策を確保するために、各施設の管理者等と連携して津波避難計画を策定するよう指導、支援する。

事業所についても、管理者等に津波避難計画を策定するよう指導、支援する。

(1) 観光客、旅客の避難対策

観光施設の管理者あるいは市町村は、次のような対策を行う。

① 情報伝達

- 市町村は、観光施設、宿泊施設等の施設管理者がいる場合には、同報無線の個別受信機の設置、施設管理者の携帯メール等の伝達手段を確保する。なお、外国からの観光客に対して確実に情報伝達ができるように配慮する。
- 施設管理者は、利用客への情報伝達マニュアル（いつ、誰が、何を（文案作成）、どの様に（管内放送等の伝達手段）伝達するか）を定めておく。
- 市町村は、ビーチ等の屋外にいる者に対しては、同報無線の屋外拡声器、サイレン、電光掲示板等により伝達するなど、情報伝達機器を配備するとともに、利用客への情報伝達方法や避難誘導方法を定めたマニュアルを作成しておく。

② 施設管理者等の避難対策

- 海岸沿いの観光施設、宿泊施設、フェリーターミナルにあっては、原則として施設の管理者等が観光客等を指定緊急避難場所へ誘導する責任がある。しかし、避難が間に合わない場合には、耐震構造のコンクリート建物に避難誘導した方が安全であるため、津波避難ビルを市町村と協議して定めるものとする。
- 施設管理者等は、市町村が定める津波避難誘導計画や地域住民等が定める津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を策定する。

③ 緊急避難場所等の確保、看板・誘導標識の設置

- 観光客等の地理不案内で津波の認識が低い外来者に対しては、海拔・津波浸水予想地域・具体的な津波到達予想時間や高さの表示、避難方向（誘導）や緊急避難場所等を示した案内看板等の設置が必要である。
- 逃げ遅れた避難者が避難する高台の設置、近隣の宿泊施設等の避難ビル設定及びその表示等も必要である。

(2) 港湾・漁港における避難対策

港湾管理者は、漁業協同組合、工事関係会社、船舶の所有者等と協議して、避難情報の伝達、船舶の係留、避難路、緊急避難場所等について定めた津波避難計画を策定する。

(3) 事業所における避難対策

事業所の管理者は、従業員の津波避難計画を策定する。

4.11. 津波対策の教育・啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波のおそろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた啓発、教育を実施する。

(1) 津波に対する心得

津波避難において、住民等が是非とも認識しておく必要がある「津波に対する心得」は次のとおりである。この心得を絶えず住民等の心に止めておくためには、様々な機会に多様な手段により、津波防災に関する啓発、教育を実施する。

このため、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、各地域の実情（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会環境の変化等）に応じて啓発、教育を実施する。

〈津波の心得の事例〉

- | |
|---|
| ① 強い地震（震度4以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたら直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。 |
| ② 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。 |
| ③ 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。 |
| ④ 津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので行わない。 |
| ⑤ 津波は繰り返し襲ってくるので、警報や注意報が解除されるまで気をゆるめない。 |

(2) 津波防災教育・啓発の手段・内容

津波防災教育・啓発の手段、内容は、以下に示すとおりである。これらを組み合わせて、教育・啓発のメニューを検討する。

〈津波防災教育・啓発の手段〉

①マスメディアの活用	テレビ、ラジオ、新聞等
②印刷物、ビデオ	パンフレット、広報誌、ビデオ、ホームページ、防災地図等
③津波啓発施設	津波防災センター、津波資料館等
④モニュメント等	津波記念碑、津波石、海拔・予想される津波の襲来時間や高さ・津波浸水予想地域の表示等
⑤学習、体験	防災ウォッチング、避難体験等

〈津波防災教育・啓発の内容〉

①過去の津波被害記録	古文書、伝承、津波石、津波被災者の体験談等による過去の津波被害
②津波の発生メカニズム	津波の発生メカニズム、速さ、高さ等の基礎知識
③津波ハザードマップ	津波浸水想定区域、指定緊急避難場所等を表す地図
④津波避難計画の内容	大津波警報・津波警報・情報の伝達、避難指示、指定緊急避難場所、避難路等

⑤日頃の備えの重要性	訓練参加、所在地（家庭・学校、勤務先等）ごとの指定緊急避難場所の確認、家庭内で家族の安否確認方法を共有、建物の耐震化、家具の耐震固定等
⑥大津波警報・津波警報、津波注意報	大津波警報・津波警報、津波注意報、津波情報の内容と取るべき対応、留意事項等

(3) 津波防災教育・啓発の場

家庭、学校、地域社会（自主防災組織、町内会、消防団、婦人会等）、事業所等において実施する。

また、地域社会や事業所において津波防災啓発を行うためには、津波の知識や防災の経験を有した者が、災害の脅威や被災地の教訓等を語り継ぐ機会を設けて行うことが大切であり、こうした人材の育成が重要である。

消防・防災行政や消防団の経験者、自主防災組織等のリーダー、防災ボランティア、事業所等の防災担当者等に対して、津波避難に関する講習会等を実施し、地域社会や事業所において津波防災啓発の核となる人材を養成する。

〈教育・啓発のメニュー例〉

区分	内容
① 市町村ホームページへの掲載	市町村ホームページに津波防災のページを作成する。掲載する内容は次のとおりである。 ○津波シミュレーションの結果 ・津波浸水予測図（全域、市町村、詳細地区） ・CG映像 ○津波の知識（気象庁ホームページなどから引用） ○標高図
② 津波ハザードマップの作成、配布	津波シミュレーション結果、津波避難計画を用いて津波ハザードマップを作成する。 ○記載内容 ・津波浸水想定地域 ・津波到達予想時間 ・避難路、避難経路 ・指定緊急避難場所 ・避難場所（避難生活場所） ・防災拠点施設 ・津波の知識 ・津波情報等の種類 ・情報伝達経路 ・平常時の心得 ○体裁 ・縮尺 1/10,000～1/25,000 程度 ・マップ形式、冊子形式 ○全戸、事業所、宿泊施設、観光施設へ配布
③ 津波に関する授業	小中学校の授業において、防災教育を取り上げる。津波シミュレーションの津波浸水予測図やCG映像を活用する。そのために教材作成も必要となる。
④ 市町村広報紙への掲載	防災特集号への掲載 ・津波浸水予測図 ・津波の知識 ・普段の備え
⑤ 防災講演会	防災講演会を開催し、津波ハザードマップ、CG映像を紹介する。

4.12. 津波避難訓練

津波避難訓練は、地域の実情に応じて訓練実施体制、参加者、訓練の内容等を検討して、可能な限り多くの回数を実施する。

(1) 避難訓練の実施体制

総合的な避難訓練においては、自主防災組織や町内会・自治会などの住民組織、消防本部、消防団が主体となって、漁業関係者、港湾関係者、海岸付近の観光施設・宿泊施設の管理者、学校、ボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図る。

必要な場合には県、海上保安部、警察署、自衛隊に指導や協力を要請する。

(2) 参加者

住民のみならず、観光客、釣り人、ビーチの来遊者、漁業・港湾関係者、海岸等工事関係者等の幅広い参加を促すとともに、災害時要援護者や観光客等の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるように参加者を検討する。

(3) 訓練の実施時期

地震及び津波はいつ発生するか予測がつかないため、どのような状況においても円滑な避難が可能となるような避難体制等の確立をする必要がある。

最初は、県の総合防災訓練及び地震・津波避難訓練の実施とあわせて行い、その他市町村の行事等との関係から訓練の実施しやすい時期に行い、次回からは季節、開始時刻を変更して異なった状況で行うことが望ましい。

(4) 訓練の内容

津波シミュレーションの結果から、津波被害が発生する地震を想定し、震源、揺れの強さ、揺れによる被害、津波の高さ、津波到達予想時間、津波の継続時間等を設定し、想定津波の発生から収束までの時間経過に沿った訓練内容を設定する。

〈訓練の内容〉

訓練項目	内容
大津波警報・津波警報・津波注意報・津波情報等の収集、伝達	<ul style="list-style-type: none">初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認機器の操作方法の習熟同報無線の可聴範囲の確認住民等への広報文案の適否（平易でわかりやすい表現か）等の検証
津波避難訓練	<ul style="list-style-type: none">津波避難計画において設定した避難路等を実際に避難し、ルートや避難標識、あるいは危険箇所等の把握、避難完了までの時間の計測等を行う。民有地を通過する避難が必要な場合があるので所有者等の理解を得ておく必要がある。夜間訓練等による街灯の確認も実施する。避難誘導者の安全確保にも留意する。規模によって総合避難訓練、地区避難訓練、施設避難訓練などがある。

津波監視・観測 訓練	<ul style="list-style-type: none">• 高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いた津波監視の方法習熟• 監視結果の把握・理解と災害応急対策への活用等
---------------	--

4.13. 施設等の整備

市町村は、県が策定した「海拔表示等にかかるガイドライン」に基づいて、電柱・電信柱等への海拔表示、避難路、指定緊急避難場所に避難誘導のための標識を設置する。

設置にあたっては、海拔高度図（1 mごとのコンターマップ）を活用する。

また、デザインは、下記に示す統一されたデザインの表記をするとともに、夜間の停電時にも見えるような設備を設置する。

- 避難可能範囲と困難範囲との境界付近、又は高台の登り口に指定緊急避難場所への誘導標識を最低1箇所設置する。
- 津波避難ビル周辺に避難ビルへの誘導標識を設置する。
- 標識のデザインは、次のような統一デザインを使用する。特に、外国人に配慮して外国語での表記を併記する。
- 避難路には街灯、標識には照明を設置し、停電時にも見えるような配慮をする。

※表示単位は、1 m毎とする

区 分	色	図 案
5 m以下	下色を赤、文字は白抜き	海拔表示 図 1
6 m以上19m以下	下色を黄色、文字は黒	海拔表示 図 2
20m以上	下色を濃い青色、文字は白抜き	海拔表示 図 3

海拔表示 図 1



海拔表示 図 2



海拔表示 図 3



津波避難場所 図 4



津波避難ビル 図 5



〈「海拔表示等にかかるガイドライン」によるデザイン〉

4.14. 津波避難計画の継続的な検討

(1) 津波避難計画の見直し

市町村は、津波避難計画を策定した場合、県に提出する。また、毎年見直しを行い、地域の変化にあわせて改定を行う。

地域、事業所の津波避難計画は、市町村が提出を要請し、保管する。

(2) 新たな知見の反映

市町村は、計画の前提となる浸水想定区域の見直し、気象台からの津波情報の変更、国・県における防災方針の変更等、新たな知見の取得や変更があった場合は、津波避難計画に反映するものとする。

なお、本指針では、前提とする津波を「沖縄県津波被害想定調査」（平成 25 年 3 月）の結果としている。

5. 津波避難計画策定チェックリスト

1. 避難対象地域の指定		チェック
①津波浸水予測図の確認	津波浸水予測図をもとに、住家、事業所、有料老人ホームなどの福祉施設等、観光施設、ビーチなど、避難の対象地域を確認した。	
②避難対象地域の指定	①に基づきバッファゾーンを設け、広めに避難対象地域を指定した。	
	避難対象地域は、住民にとって理解されやすい境界（町名、町内会、道路など）を設定してある。	
③避難対象人口の把握	避難対象地域の人口（定住人口、災害時要援護者（施設・在宅）、事業所等の従業員数、観光客数、宿泊者数、ビーチ等の来遊者数、旅客数）を把握した。	
	上記に関して、ビーチ等屋外にいる不特定多数も1日あたりの最大数を考慮している。	
2. 避難困難地域の検討		
①津波到達予想時間の設定	津波シミュレーション結果から、最短の津波到達予想時間を設定した。	
②避難困難地域の調整	県作成の避難困難地域図を活用して、狭小道路の考慮、対象外地区の除外、指定緊急避難場所の新たな指定等により、地域の実情にあった避難困難地域を調整した。	
③避難目標地点の設定	避難対象区域の外に避難目標地点を設定した。	
	避難路ごとに避難目標地点を設定している。	
④避難路等の指定・設定	避難目標地点へ最短時間で到達できる避難路、避難経路を指定した。	
	避難路、避難経路は、津波の進行方向となっている。（海岸への逆行はしていない。）	
	避難路、避難経路は、遡上の可能性がある河川沿いは避けている。沿道の安全性を確認した。（崩壊の可能性のある崖、古い住宅、狭い路地に留意した）	
⑤避難可能距離の設定	津波到達時間×1m/sを基本として避難可能距離を設定している。	
	避難者の状況や坂道、階段等がある場合は、それらの特殊な事情を考慮して歩行速度を想定した。	
⑥避難困難地域の抽出	避難目標地点と避難路等をもとに、地図上で避難可能距離の範囲外を避難困難地域として抽出した。	
	踏査等により津波到達予想時間内に避難が可能かどうか、検証した。	
⑦人口の把握	避難困難区域の人口（定住人口、災害時要援護者（施設・在宅）、事業所の従業員数、観光客数、宿泊者数、ビーチの来遊者数、旅客数等）を把握した。	
	上記に関して、ビーチ等屋外にいる不特定多数も1日あたりの最大数を考慮している。	
3. 避難場所等の指定・設定		
①指定緊急避難場所の指定	避難対象地域外にある高台、施設を指定した。	
	安全性は確保されているか。	
	標高を海拔高度図で確認する。	
	耐震性を有しているか確認した。	
	機能性は確保されているか。	
	施設台帳等で、収容可能なスペースを抽出、1㎡/人として収容	

	力を算定した。	
	夜間照明の有無を確認した。	
	備蓄及び備蓄資機材等の種類、数量を確認し、これらの配置を含めた運営必要人数を把握した。	
②津波避難ビルの指定	安全性は確保されているか。	
	浸水深を考慮した高さを確認した。	
	R Cの堅牢な建物を指定した。	
	耐震性を確認した。	
	機能性は確保されているか。	
	施設の平面図を用いて、収容可能なスペースを抽出、1 m ² /人として収容力を算定した。	
	休日・夜間でも利用可能なことを確認した。	
	所有者と利用について合意し看板等を設置して場所を明示した。	
4. 避難路、避難経路の指定・設定		
①避難路の指定	市町村が指定しているか。	
	安全性は確保されているか。	
	機能性は確保されているか。	
②避難経路の設定	住民（自主防災組織等）が設定しているか。	
	安全性は確保されているか。	
③避難方法の検討	徒歩による避難が可能か。	
	徒歩以外の方法による避難が検討されているか。	
④交通規制	交通規制区間が設定されているか。	
	交通規制の実施方法について定められているか。	
5. 初動体制（職員の参集等）		
①職員の参集基準の設定	参集の基準として次の条件を考慮した。	
	大津波警報	
	津波警報	
	津波注意報	
	震度（4以上）	
②職員参集連絡手段の確保	参集連絡なしで参集する「自動発令」の体制とした。	
	携帯電話、携帯メール等の連絡手段を確保した。	
6. 津波情報の収集・伝達		
①津波情報の収集	津波予報・情報の受信し、市町村長まで報告する体制を決めた（特に勤務時間外）。	
	津波予報・情報の受信手段、経路等を職員（勤務時間外においては当直等）が認識するように、連絡系統図を作成し、周知した。	
②海面監視の実施	海面の監視場所、監視方法、監視担当者、連絡方法を決めた。	
	海面監視の開始基準を決めた。	
③津波情報の伝達	津波情報の連絡先、連絡担当、連絡手段を決めた。	
	どこに連絡すべきか、連絡先を抽出した。	
	連絡先ごとに、連絡担当者を決めた。	
	連絡先ごとに、連絡手段を明確にして、電話番号等の一覧表を作成し、連絡担当者に周知した。	
	広報文案等を作成した。	
	外国人に対応した呼びかけを準備した。	

7. 避難指示の発令		
①発令の基準	次の条件を用いて発令の基準を設定した。	
	津波警報	
	強い地震	
②発令の手順	自動発令、上司の判断後等など発令までのフローを決め、発令に関わる職員に周知した。	
	上司不在、勤務時間外の対応も明確に決めた。	
③避難指示の伝達	避難指示の連絡先、連絡担当、連絡手段を決め内容を明示した。	
	どこに連絡すべきか、連絡先を抽出した。	
	連絡先ごとに、連絡担当者を決めた。	
	連絡先ごとに、連絡手段を明確にして、電話番号等の一覧表を作成し、連絡担当者に周知した。	
	広報文案等を作成した。	
	外国人に対応した呼びかけを準備した。	
8. 災害時要援護者の避難対策		
①施設における避難対策	有料老人ホームなどの社会福祉施設等、学校、病院などの施設における津波避難計画の策定を指導する方法を記載した。	
	(7の③と同じ)市町村から施設への連絡体制を明確にした。	
②在宅の避難対策	ガイドラインに基づき避難支援計画(全体計画)、要援護者の避難支援を定めた。	
9. 観光客・旅客等の避難対策		
①観光客等の避難対策	観光施設等における津波避難計画の策定を指導することを記載した。	
	(7の③と同じ)観光施設、旅客ターミナル、ビーチなどへの市町村からの連絡体制を明確にした。	
	外国人観光客への対策を検討し、記載した。	
②港湾・漁港の避難対策	港湾管理者等による津波避難計画の策定を指導することを記載した。	
③事業所の避難対策	事業所による津波避難計画の策定を指導することを記載した。	
9. 平常時の津波防災啓発		
①津波防災啓発の手段・内容	市町村が行う啓発の手段、内容を記載した。	
10. 津波避難訓練		
	津波避難訓練の時期、方法、参加者、内容を記載した。	
	津波避難訓練の参加者は、住民だけでなく、要援護者施設、観光施設、事業所等の参加も考慮している。	
11. 施設等の整備		
①標識の整備	津波標識の設置計画を記載した。	
12. 津波避難計画の継続的な検討		
①市町村津波避難計画	県に提出する旨を記載した。	
	毎年、見直しをする旨を記載した。	
②地域や災害時要援護者施設の津波避難計画	市町村への提出を求め、保管する旨を記載した。	

6. 津波避難計画事例

津波避難計画の事例を添付する。(※青字で留意事項を示している。)

●津波避難計画の構成案

第1章 総則

- 1 目的
- 2 計画の適用範囲
- 3 計画の修正
- 4 用語の意味

第2章 防災体制

- 1 防災体制
- 2 職員の連絡・参集体制
- 3 津波情報の収集・伝達

第3章 避難指示等の発令

- 1 高齢者等避難
- 2 避難

指示の発令・解除の基準

- 3 伝達方法

第4章 津波避難計画

- 1 想定する津波
- 2 地域ごとの津波避難計画
- 3 災害時要援護者の避難支援
- 4 観光客・旅客等の避難支援

第5章 津波対策の教育・啓発

- 1 津波対策の教育
- 2 津波対策の啓発

第6章 津波避難訓練の実施

- 1 総合防災訓練
- 2 地区の津波避難訓練

第7章 施設等の整備

- 1 標識の整備
- 2 津波避難ビルの選定
- 3 津波避難タワーの整備

【巻末資料】

- 津波一時避難施設・津波避難ビル一覧
- 指定緊急避難場所
- 指定避難所
- 福祉避難所
- 避難指示の連絡を必須とする施設一覧

- 幼稚園・小学校・中学校・高等学校・教育関係機関の一覧
- 保育所（園）・子育て支援センター・児童館・〇〇町放課後児童クラブの一覧
- 福祉施設
- 公民館
- 津波浸水予測図、到達時間、津波の高さ等の予測データ
- 非常持出品リスト

第1章 総則

1 目的

本計画は、地震が発生又は津波警報・注意報が発表された直後から、津波が終息するまでの概ね数時間～数十時間の間、津波から住民等の生命、身体の安全を確保するための避難対策を定めることを目的とする。

2 計画の適用範囲

本計画は、津波に関する緊急避難対策のみを適用範囲とする。避難後の応急・復旧対策等については、地域防災計画の定めによるものとする。

3 計画の修正

本計画は毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

4 用語の意味

本計画において、使用する用語の意味は、次のとおりである。

《用語の意味》

用語	用語の意味等	
津波浸水想定区域	最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深をいう。	
バッファゾーン	浸水予測計算上は浸水しないが、予測の不確実性を考慮して浸水のおそれのある区域として設定する区域である。	
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、バッファゾーンを設けて広い範囲で指定する。	
避難可能範囲	徒歩を前提として、避難開始から津波到達予想時間までの間に避難することが可能な範囲をいう。歩行速度と避難距離から設定する。	
避難困難地域	津波到達予想時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。	
避難路	避難する場合の主要な道路である。	避難路及び避難経路を総称して、「避難路等」と表す。
避難経路	避難する場合の経路である。	
避難目標地点	津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所で、とりあえず生命の安全を確保するために避難の目標とする地点をいう。必ずしも指定緊急避難場所とは一致しない。	
指定緊急避難場所	津波の危険から緊急避難するために、原則として、避難対象地域の外に定める高台の施設や空地等の場所をいう。 市町村が指定に努めるもので、情報機器、非常食料、毛布等が整備されていることが望ましいが、命を守ることを優先するため「指定避難所」とは異なりそれらが整備されていないこともあり得る。	指定緊急避難場所、避難目標地点及び津波避難ビルを総称して、「避難先」と表す。
津波避難ビル	避難困難地域の避難者や逃げることが困難な避難者が緊急に避難する避難対象地域内の建物をいう。	
指定避難所	住宅が損壊した被災者等が仮設住宅などに移転できるまでの間や比較的長期にわたって避難する施設。市町村が避難対象地域の外に指定するもので、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等が整備されていることが望ましい。	
津波ハザードマップ	津波浸水想定区域を地図に示し、必要に応じて指定緊急避難場所等の付加的な防災関連情報を加えたものをいう。	

5 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

《津波警報等の種類と発表される津波の高さ等》

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※大津波警報は特別警報に位置づけられている。

第2章 防災体制

1 防災体制

地震及び津波に対する〇町の防災体制は、次のとおりである。

《市町村の防災体制》

配備体制	配備基準	配備要員
第1配備 (災害対策準備体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 気象情報等により災害の発生が予想される事態であるが災害発生まで、多少の時間的余裕がある場合 2 気象庁が、市町村で震度4が観測された旨発表した場合 3 気象庁が、市町村が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表した場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部の連絡担当要員は配置につく 2 その他の職員は待機の体制をとる
第2配備 (災害警戒本部) (警戒体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市町村の全域又は一部の地域に災害が発生するおそれがあり警戒を要する場合 2 強い揺れ(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱くても長い間ゆっくりとした揺れを感じたときで必要と認めるとき。 3 気象庁が、市町村の全域又は一部の地域で震度5弱が観測された旨発表した場合 4 気象庁が、市町村が属する津波予報区のいずれかに津波注意報を発表したとき、情報の収集・伝達等を特に強化して対処する必要がある場合 5 気象庁が、市町村が属する津波予報区のいずれかに津波警報を発表した場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 各部・班の警戒本部要員は配置につく 2 その他の職員は配置につく体制をとる
第3配備 (災害対策本部) (救助体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 相当規模の災害が発生した場合 2 気象庁が、市町村の全域又は一部の地域で震度5強が観測された旨発表した場合 3 気象庁が、市町村が属する津波予報区のいずれかに大津波警報を発表した場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助の実施に必要な災害対策本部要員は配置につく
第4配備 (災害対策本部) (非常体制)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害により市町村全域にわたる被害が発生し又は局地的であっても被害が特に甚大な場合 2 気象庁が、市町村の全域又は一部の地域で震度6弱以上が観測された旨発表した場合 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全職員が配置につく

※ 配備要員は、災害状況により増減することができる。

※ 「沖縄県地域防災計画(令和3年6月修正)」(P279)より転載(一部修正)。

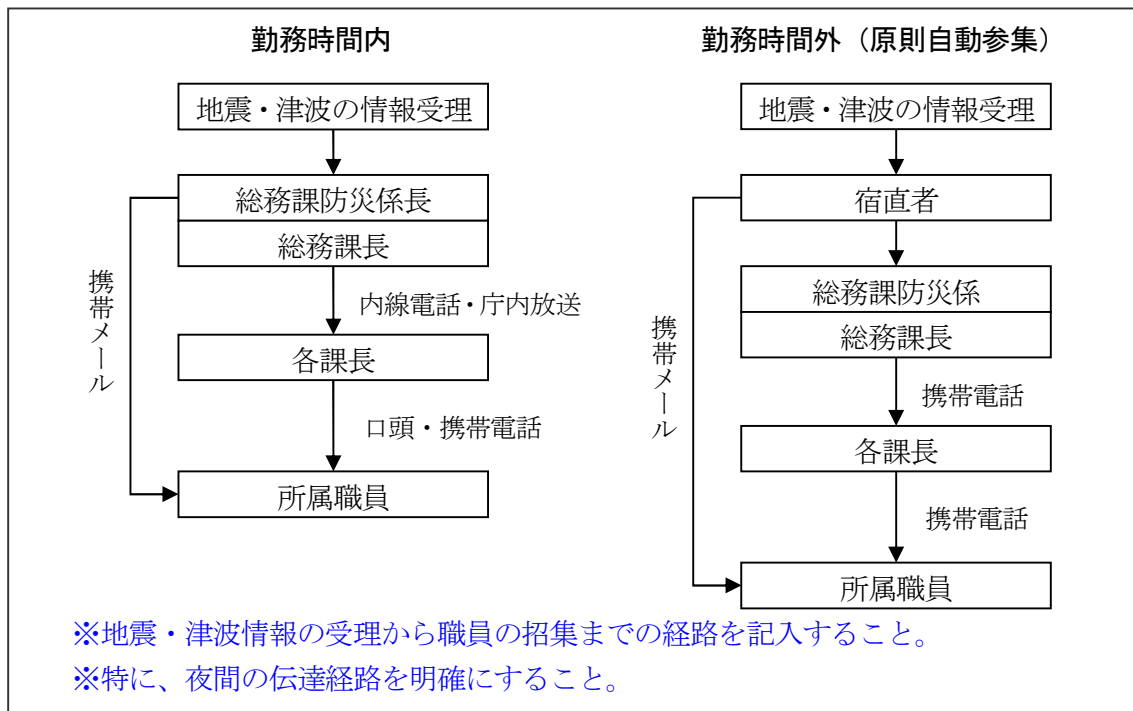
※ 地域防災計画との整合をとること。

2 職員の連絡・参集体制

勤務時間外に津波警報及び津波注意報が発令された場合の職員(消防団を含む)の連絡・参集体制は「地域防災計画」、「職員初動体制表」に定めるもののほか、次による。

なお、地震発生時は職員自らが情報を覚知して自動的に参集を行うこと原則とする。

《職員への連絡方法》

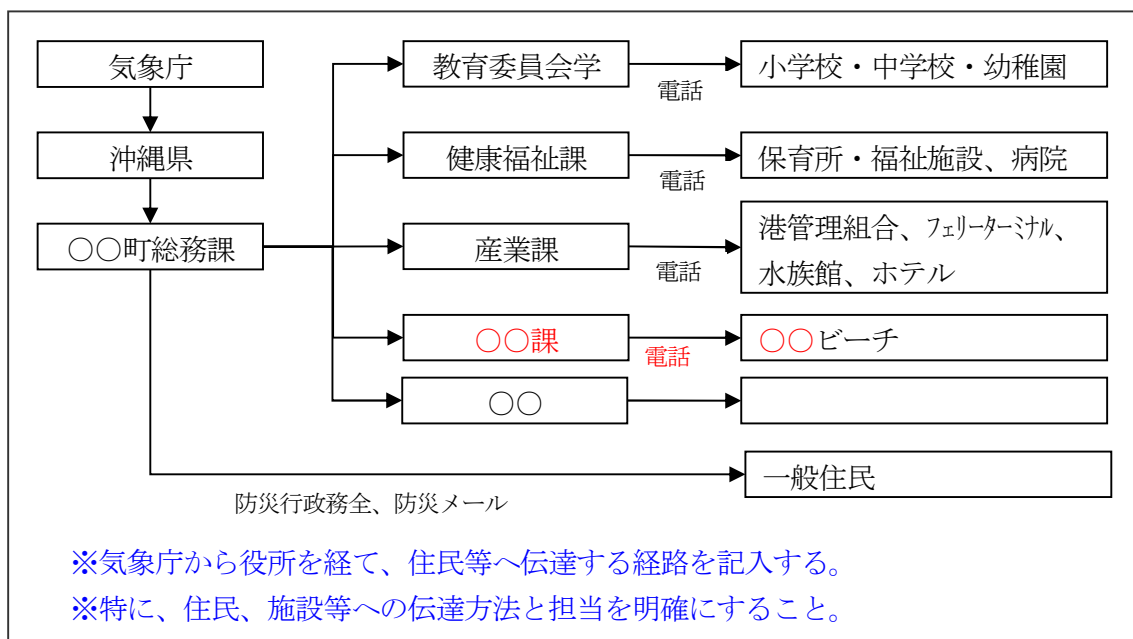


3 津波情報の収集・伝達

(1) 津波情報の収集・伝達

津波情報の収集・伝達は、次のように行う。

《津波警報等の伝達経路》



(2) 海面の監視

津波注意報、津波警報が発令された場合、総務課、消防署及び消防団は、次の箇所で海面の監視を行う。

表 海面監視場所と担当

監視場所	連絡手段	担 当
〇〇灯台付近高台	携帯無線	総務課防災係
〇〇消防署	消防無線	〇〇消防署
〇〇城	消防無線	第3消防分団、第4消防分団

※津波の安全が確保された場所を設定すること。

第3章 避難勧告・指示等の発令

1 避難指示の発令・解除の基準

(1) 発令基準

津波は、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。

ただし、我が国から遠く離れた場所で発生した地震に伴う津波のように到達までに相当の時間があるものについては、気象庁が、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。市町村は、この「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを認識し、津波警報等の発表前であっても、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討する。

図 避難指示の発令基準

区分	基準
避難指示	①大津波警報、津波警報、又は津波注意報 ^{注1} が発表されたとき (ただし、避難指示の発令対象区域が異なる。) ②停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合

注1：漁業従事者、沿岸の港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、海岸堤防等より海側の地域を対象とする。ただし、津波の高さは、予想される高さ1mより局所的に高くなる場合も想定されることから、海岸堤防等がない地域や地盤の低い区域についてはそれを考慮した避難対象区域を設定する必要がある。

(2) 解除の基準

- ① 避難指示の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている大津波報、津波警報、津波注意報が解除された段階を基本として、解除するものとする。
- ② 浸水被害が発生した場合の解除については、当該地域が避難指示発令の基準としている津波警報等が解除され、かつ住宅地等での浸水が解消した段階を基本として、解除するものとする。

2 伝達方法及び担当者

避難指示の発令及び解除の住民等への伝達方法及び担当は、次のとおりである。

(1) 町民等への伝達

- ① 総務課防災係が防災行政無線及び緊急速報メール等により伝達する。
- ② 広報課、消防本部、消防団が、広報車により巡回し伝達する。
- ③ 消防署がサイレンを吹鳴する。

(2) 施設への伝達

施設への伝達は次のように行う。

図 避難指示の連絡担当と手段

伝達先	担 当	伝達方法 (番号)
小学校・中学校・高等学校 (私立も含む)	学校教育課	電話、一斉ファックス 電話 (〇-〇〇〇〇)
幼稚園	学校教育課	電話 (〇-〇〇〇〇)
保育園	保健福祉課	電話 (〇-〇〇〇〇)
高齢者福祉施設〇〇園	保健福祉課	電話 (〇-〇〇〇〇)
港湾管理組合	産業課	電話 (〇-〇〇〇〇)
〇〇水族館	産業課	電話 (〇-〇〇〇〇)
〇〇パーク	産業課	電話 (〇-〇〇〇〇)
バスターミナル	交通課	電話 (〇-〇〇〇〇)
〇〇〇ビーチ	〇〇課	電話 (〇-〇〇〇〇)

※施設ごとに担当を明確にして責任をもって連絡できるようにする。巻末に一覧表を添付してもよい。

(3) 不特定多数への伝達

海岸、港湾、観光客等には、次のように伝達する。

- ① ビーチの観光客等には、〇〇課からの連絡により、監視員等が拡声器、津波フラッグ*、サイレン等をもって呼びかける。
- ② ホテル、水族館周辺の観光客には、産業課からの連絡により、各施設管理者がメガホンで呼びかける。その場合、各施設の敷地内のみならず、施設周辺もあわせて呼びかける。
- ③ 漁港の作業者等には、産業課からの連絡により、港管理組合がメガホンで呼びかける。

*津波フラッグについては、気象庁ホームページの以下のURLを参照願います。

URL : https://www.data.jma.go.jp/eqev/data/tsunami_bosai/tsunami_bosai_p2.html

(4) 避難指示の伝達文の内容

- ① 避難指示の伝達文の例 (大津波警報、津波警報が発表された場合)

■緊急放送！緊急放送！※¹

■こちらは、〇〇町です。

■大津波警報 (または、津波警報) が発表されたため、

〇〇地域に「避難指示」を発令しました。

■ただちに海岸や河川から離れ、〇〇等の避難場所など、

できるだけ高い場所に緊急に避難してください。※²

- ② 避難指示の伝達文の例 (強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合)

■緊急放送！緊急放送！※¹

■こちらは、〇〇町です。

■強い揺れの地震がありました。

- 津波が発生する可能性があるため、〇〇地域に「避難指示」を発令しました。
- ただちに海岸や河川から離れ、〇〇等の避難場所など、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。※²

③ 避難指示の伝達文の例（津波注意報が発表された場合）

- 緊急放送！緊急放送！※¹
- こちらは、〇〇町です。
- 津波注意報が発表されたため、〇〇地域に「避難指示」を発令しました。
- 海の中や海岸付近は危険です。
ただちに海岸から離れて高い場所に緊急に避難してください。

（※¹「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。）

（※²「できるだけ高い場所」という表現だけではなく、地域の実情に応じて、高台や津波避難ビル、津波避難タワー等の具体的な指定緊急避難場所等への具体的な避難先を呼びかけてもよい。）

第4章 津波避難計画

1 想定する津波

本計画で想定する地震及び津波は、次のとおりである。

想定地震：〇〇〇地震
 想定する津波の高さ：〇〇m
 津波の到達時間：〇〇〇分

※県が実施したシミュレーション結果を用い、津波避難計画の前提条件を明記する。

津波到達時間は、1つに統一してもよいし、地域によって異なる場合は、それぞれ設定を変えてもよい。

※津波シミュレーション結果を用い、津波避難計画の前提条件を明記する。

津波到達時間は、1つに統一してもよいし、地域によって異なる場合は、それぞれ設定を変えてもよい。

2 地域ごとの津波避難計画

地域の避難対象地域、避難困難地域、避難路・避難経路、避難目標地点、指定緊急避難場所、津波避難ビルは次のとおりとする。

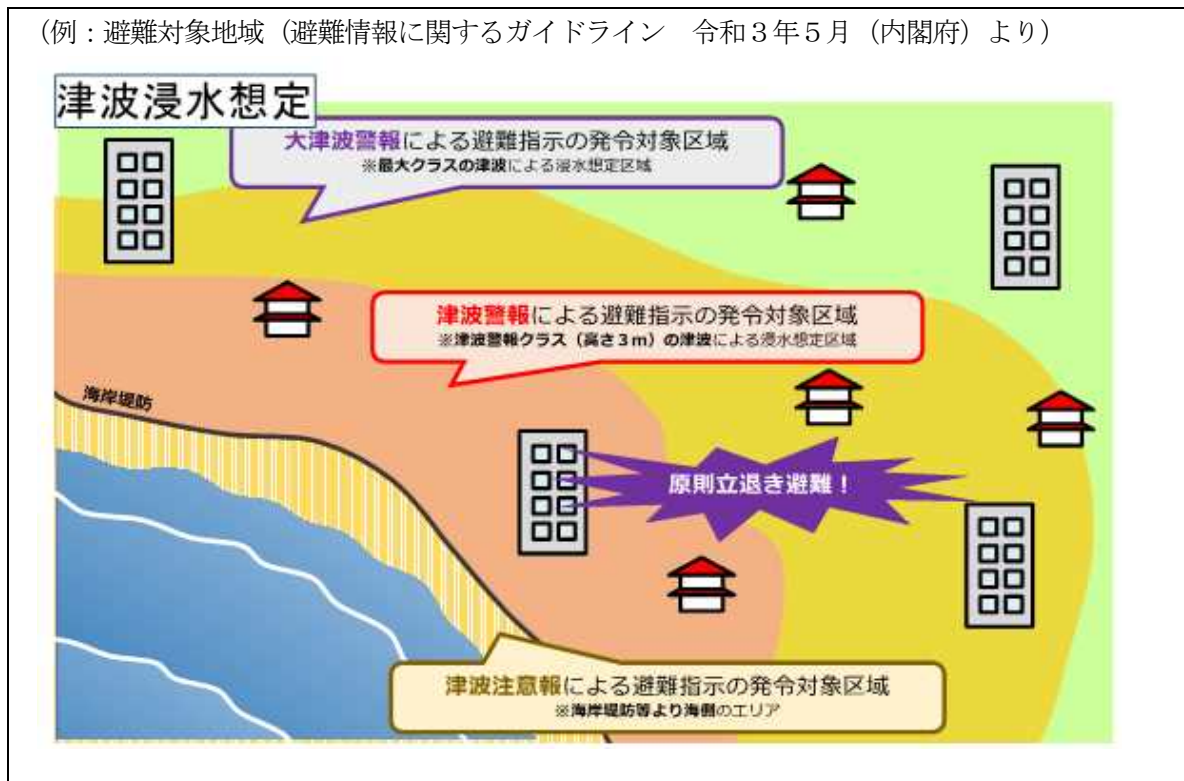
表 地域ごとの津波避難計画

避難対象地域	対象人口	うち避難困難地域(居住人口)	避難路・避難経路	避難目標地点(所要時間)	指定緊急避難場所	津波避難ビル	備考
南海岸地区	135世帯 385人	内浦地区 (56人)	町道12号線	南幼稚園 (約23分)	南小学校	サンセットホテル	ホテルとは協定済み
中海岸地区	345世帯 820人	なし	町道22号線、26号線	町立グラウンド	中央小学校	石川マンション	海岸に最大500人程度の来遊者がある。

※避難困難地域、避難路・避難経路、避難目標地点、指定緊急避難場所、津波避難ビルを記入した地図を作成し、計画書に添付することが望ましい

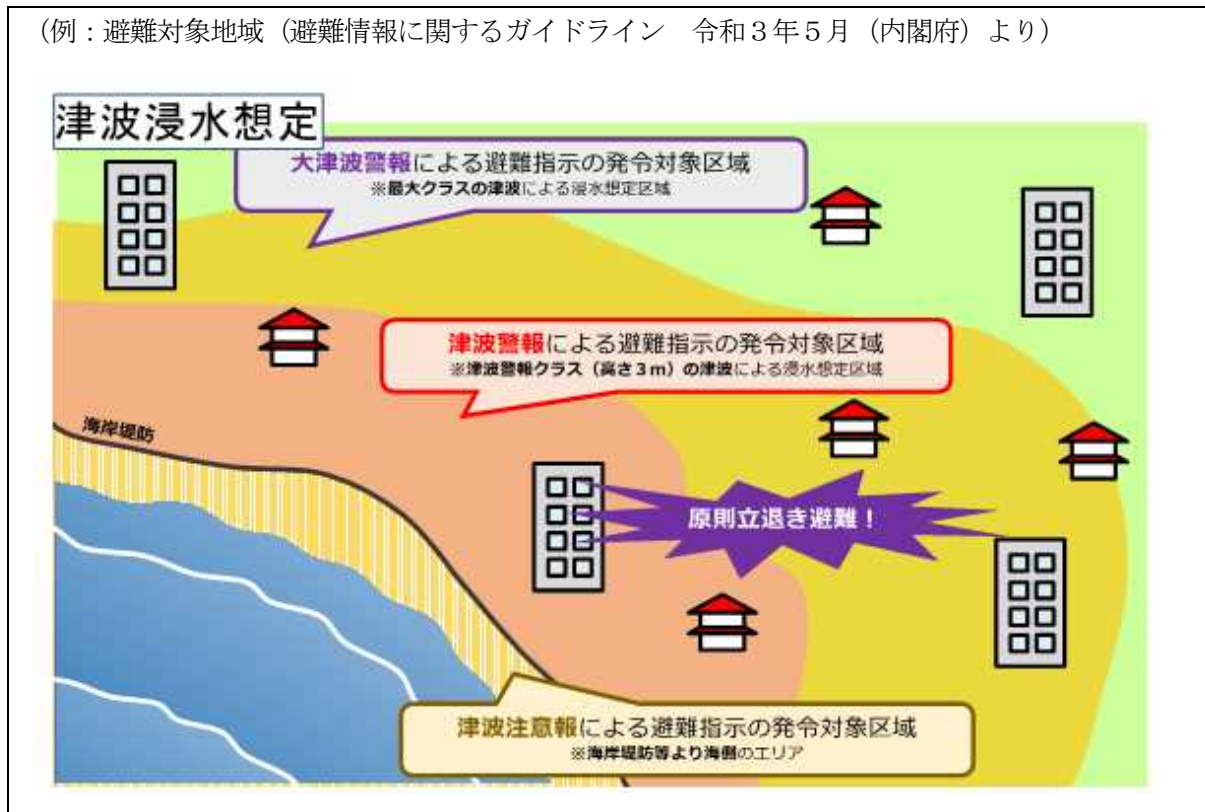
《南海岸地区の避難対象地域（最大浸水想定ラインの外側）、避難困難地域、避難路、避難目標地点、津波避難ビル、指定緊急避難場所、指定避難所、要援護者優先避難所》

（例：避難対象地域（避難情報に関するガイドライン 令和3年5月（内閣府）より）



《中海岸地区の避難対象地域（最大浸水想定ラインの外側）、避難困難地域、避難路、避難目標地点、津波避難ビル、指定緊急避難場所、指定避難所、要援護者優先避難所》

（例：避難対象地域（避難情報に関するガイドライン 令和3年5月（内閣府）より）



3 災害時要援護者の避難支援

避難対象地域内の災害時要援護者の支援は、次のように行う。

(1) 災害時要援護者施設

災害時要援護者施設の避難計画は、次のとおりである。

表 災害時要援護者施設の津波避難計画

施設名	収容人員	指定緊急避難場所等	避難方法	避難に要する時間	誘導者
中央高齢者福祉センター	35	中央小学校	原則徒歩	〇分	社会福祉協議会
琉球特別養護施設	69	中央中学校	原則徒歩 歩行困難者は施設の車両	〇分	施設管理者

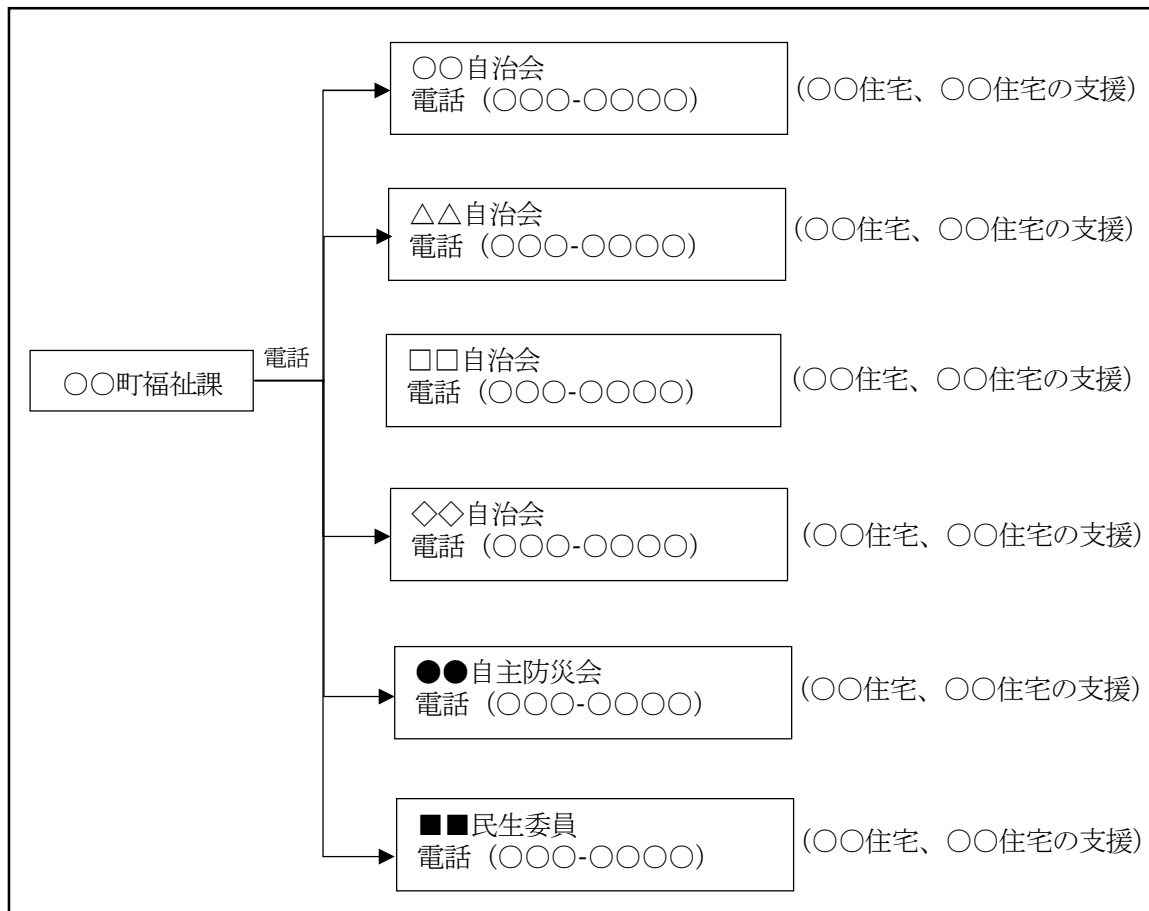
※施設ごとに避難場所を明記する。

(2) 在宅災害時要援護者

在宅の災害時要援護者の支援は、別に定める「〇〇町災害時要援護者支援計画」に基づき、各地区の民生委員児童委員、自治会が支援を行うこととなっている。

※情報の連絡、避難支援について記載する。別に事業を実施する場合は、「〇〇による」との記載とする。

図 連絡系統及び支援体制



4 観光客・旅客等の避難支援

観光客・旅客等の避難計画は、次のとおりである。

表 観光客・旅客の津波避難計画

施設・ビーチ	対象人口	指定緊急避難場所等	誘導者
中海岸	500人	中央小学校	観光組合事務局
中央ショッピングセンター	400人	見晴公園付近高台	ショッピングセンター自衛消防隊
バスターミナル	50人	南小学校	バス案内所職員

※施設やビーチなどの地区ごとの避難先を明記する。

第5章 津波対策の教育・啓発

1 津波対策の教育

町は、小中学校の学校教育において、津波避難教育の時間を設定し、津波の知識、避難場所の確認、避難方法等について、児童・生徒に教育を行う。

2 津波防災意識の啓発

町は、町民に対する津波防災意識の啓発として、以下の対策を実施する。

(1) 津波に対する心得

津波避難において、住民等が是非とも認識しておく必要がある「津波に対する心得」は次のとおりである。この心得を絶えず住民等の心に止めておくためには、様々な機会に多様な手段により、津波防災に関する啓発、教育を実施する。

このため、次の手段、内容、啓発の場等を組み合わせながら、各地域の実情（津波災害歴の有無、海岸付近の土地利用、地域コミュニティの成熟度、社会環境の変化等）に応じて啓発、教育を実施する。

津波に対する心得例

1	強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
2	地震を感じなくても、大津波警報・津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難する。
3	正しい情報をラジオ、テレビ、広報車等を通じて入手する。
4	津波注意報でも海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
5	津波は繰り返し襲ってくるので、大津波警報・津波警報や津波注意報が解除されるまでは気をゆるめない。

(2) ハザードマップの作成・配布

県が実施した津波シミュレーションの浸水予測図に基づき、津波の到達範囲、指定緊急避難場所、避難路、津波避難ビルを表示したハザードマップを作成し、全町民に配布する。

また、作成にあたっては、地域ごとにワークショップを開催し、町民への周知を図る。

(3) ホームページの作成

町のホームページにハザードマップ、県が作成した海拔高度図及び津波の知識をまとめた資料を掲載し、津波の知識の周知を図る。

第6章 津波避難訓練の実施

1 総合防災訓練

町は、住民、自主防災組織、関係機関等が参加する総合防災訓練を1年に1回以上開催する。総合防災訓練においては、津波避難を位置づけ、避難行動を検証するものとする。

2 地区の津波避難訓練

各地区の自治会、自主防災組織は、地区の住民が参加する津波避難訓練を実施する。町、消防署は、訓練を実施するよう働きかけ、必要な資機材の提供等を行い、これを支援する。

第7章 施設等の整備

1 標識の整備

町は、県の海拔高度図等を基にして、街角に海拔高度の標識を設置する。また、津波避難ビル・指定緊急避難場所の施設には、看板等を設置する。

なお、作成にあたっては、県の「海拔表示等にかかるガイドライン」に準じたデザインとなるように留意する。

2 津波避難ビルの選定

町は、避難困難区域周辺にある堅牢な建物を調査し、津波避難ビルとして活用できるように所有者等と協定を締結する。

3 津波避難タワーの整備

町は、津波避難ビルや高台が存在しない場合は、津波避難タワーの設置を検討する。

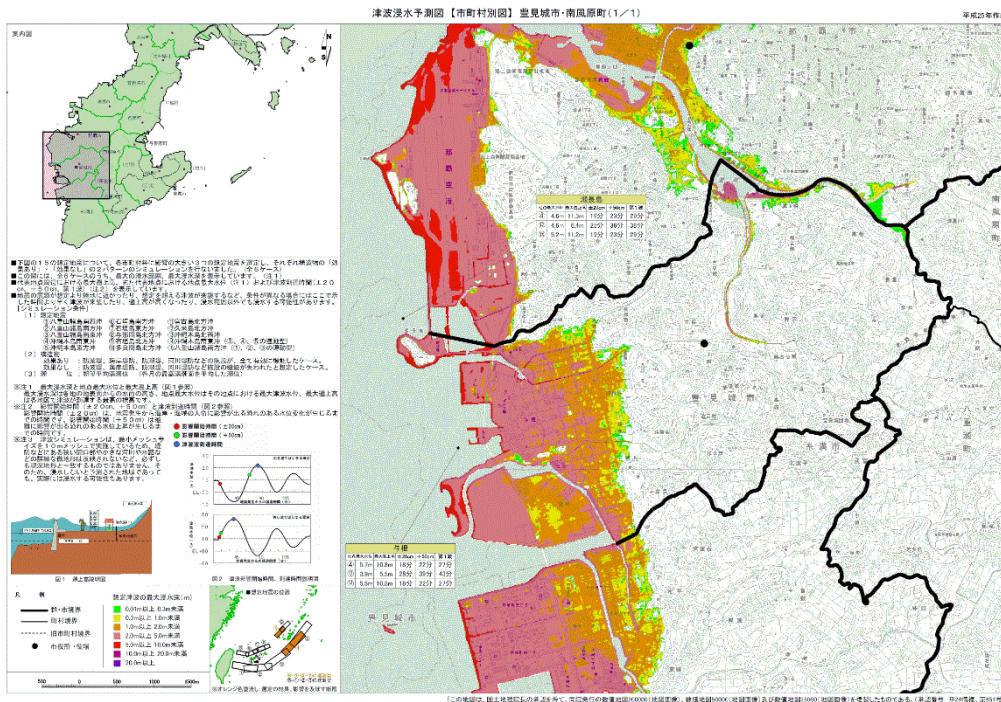
巻末資料

必要に応じて以下の資料を添付する。

※一覧に示す施設等の意味を併せて掲載することが望ましい

- ・津波避難計画の図面
- ・指定緊急避難場所、避難目標地点一覧
- ・津波避難ビル一覧
- ・避難指示の連絡を必要とする施設や教育関係機関の一覧
- ・津波浸水予測図、到達時間、津波の高さ等の予測データ

(例：沖縄県津波被害想定調査(平成25年3月)の津波浸水予測図)



【幼稚園・小学校・中学校・高等学校・教育関係機関の一覧】

幼稚園	住所	電話番号
小学校		
中学校		
高等学校		
教育関係機関		

【保育所（園）・子育て支援センター・児童館・〇〇町放課後児童クラブの一覧】

保育所（園）	住所	電話番号

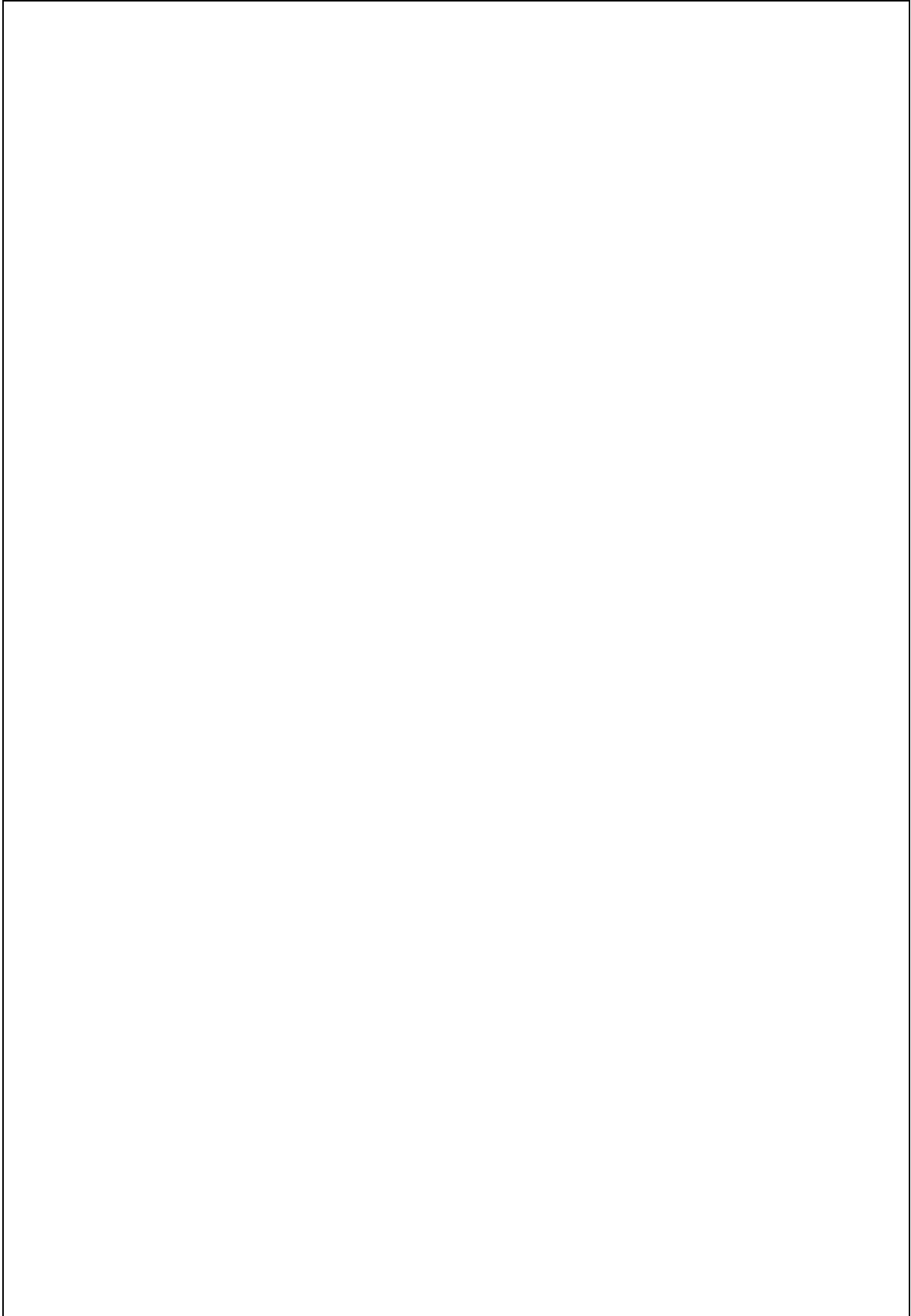
【福祉施設】

福祉施設	住所	電話番号

【公民館】

公民館	住所	電話番号

【津波浸水予測図、到達時間、津波の高さ等の予測データ】



【非常持出品リスト例】

(消防庁「わたしの防災サバイバル手帳」より)

- 携帯用飲料水
- 食品(乾パン、カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど)
- 貴重品(預金通帳、印鑑、現金など)
- 救急用品(三角きん、包帯(4号・6号が便利)、清潔なガーゼ、きれいなタオル、ばんそうこう(大・小)、体温計、はさみ、ピンセット、キズ口用の消毒液、使い捨て手袋、手指消毒剤、常備薬(かぜ薬、胃腸薬、痛みどめなど)、安全ピン)
- ヘルメット又は防災ずきん
- 軍手(厚手の手袋)
- 懐中電灯・携帯ラジオ
- 衣類(セーター、ジャンパー類)
- 下着
- 毛布
- 携帯用充電器・予備電池
- ライター、ろうそく(水にぬれないようにビニールでくるむ)
- 万能ナイフ
- 使い捨てカイロ
- ウェットティッシュ
- 筆記用具(ノート、えんぴつなど)

小さな子どもがいる家庭

- ミルク
- 紙おむつ
- ほ乳びん

沖縄県津波避難計画策定指針

令和4年8月発行

沖縄県 知事公室 防災危機管理課